

| 令和 8 年 第 1 回 嬉 野 市 議 会 定 例 会 会 議 録 |                 |                              |    |          |             |    |
|------------------------------------|-----------------|------------------------------|----|----------|-------------|----|
| 招 集 年 月 日                          | 令和 8 年 2 月 27 日 |                              |    |          |             |    |
| 招 集 場 所                            | 嬉野市議会議場         |                              |    |          |             |    |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告               | 開議              | 令和 8 年 3 月 10 日 午前 10 時 00 分 |    |          | 議 長 田 中 政 司 |    |
|                                    | 散会              | 令和 8 年 3 月 10 日 午後 5 時 02 分  |    |          | 議 長 田 中 政 司 |    |
| 応（不応）招<br>議員及び出席<br>並びに欠席議員        | 議席<br>番号        | 氏 名                          | 出欠 | 議席<br>番号 | 氏 名         | 出欠 |
|                                    | 1 番             | 太 田 政 信                      | 出  | 9 番      | 山 口 虎 太 郎   | 出  |
|                                    | 2 番             | 團 隆 則                        | 出  | 10 番     | 宮 崎 良 平     | 出  |
|                                    | 3 番             | 水 山 洋 輔                      | 出  | 11 番     | 川 内 聖 二     | 出  |
|                                    | 4 番             | 大 串 友 則                      | 出  | 12 番     | 森 田 明 彦     | 出  |
|                                    | 5 番             | 古 川 英 子                      | 出  | 13 番     | 辻 浩 一       | 欠  |
|                                    | 6 番             | 阿 部 愛 子                      | 出  | 14 番     | 芦 塚 典 子     | 出  |
|                                    | 7 番             | 諸 上 栄 大                      | 出  | 15 番     | 梶 原 睦 也     | 出  |
|                                    | 8 番             | 諸 井 義 人                      | 出  | 16 番     | 田 中 政 司     | 出  |

|                                                       |                            |         |                   |         |
|-------------------------------------------------------|----------------------------|---------|-------------------|---------|
| 地 方 自 治 法<br>第121条の規定<br>により説明の<br>ため議会に出席<br>した者の職氏名 | 市 長                        | 山 口 卓 也 | 健康づくり課長           | 佐 熊 朋 子 |
|                                                       | 副 市 長                      | 早 瀬 宏 範 | 統括保健師             | 尾 島 智 子 |
|                                                       | 教 育 長                      | 杉 崎 士 郎 | 子育て未来課長           | 山 口 貴 行 |
|                                                       | 行政経営部長                     | 永 江 松 吾 | 福 祉 課 長           | 馬 郡 裕 美 |
|                                                       | 総合戦略推進部長                   | 小野原 博   | 農業政策課長            |         |
|                                                       | 市民福祉部長                     | 小 池 和 彦 | 茶業振興課長            | 岩 吉 栄 治 |
|                                                       | 産業振興部長                     | 井 上 章   | 観光商工課長            | 志 田 文 彦 |
|                                                       | 建 設 部 長                    | 馬 場 敏 和 | 農林整備課長            |         |
|                                                       | 教 育 部 長                    | 筒 井 八重美 | 建 設 課 長           |         |
|                                                       | 観光戦略統括監                    | 中 野 幸 史 | 新幹線・まちづくり課長       | 馬 場 孝 宏 |
|                                                       | 総務・防災課長兼<br>選挙管理委員会事務局長    | 津 山 光 朗 | 環境下水道課長           | 森 尚 広   |
|                                                       | 財 政 課 長                    |         | 教育総務課長            | 森 永 智 子 |
|                                                       | 税 務 課 長                    | 三 根 伸 二 | 学校教育課長            | 中 原 奈 美 |
|                                                       | 企画政策課長                     |         | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 |         |
|                                                       | 企画政策課参事                    |         | 監査委員事務局長          |         |
|                                                       | 広報・広聴課長                    |         | 農業委員会事務局長         |         |
|                                                       | 文化・スポーツ振興課長                | 小 原 和 子 | 代表監査委員            |         |
|                                                       | 市 民 課 長                    |         |                   |         |
|                                                       | 本会議に職務<br>のため出席した<br>者の職氏名 | 議会事務局長  | 太 田 長 寿           |         |

# 令和 8 年第 1 回嬉野市議会定例会議事日程

令和 8 年 3 月 10 日（火）

本会議第 3 日目

午前 10 時 開 議

## 日程第 1 議案質疑

- 議案第 14 号 令和 8 年度嬉野市一般会計予算
- 議案第 15 号 令和 8 年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 8 年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 17 号 令和 8 年度嬉野市下水道事業会計予算
- 議案第 18 号 財産貸付料の減額免除について
- 議案第 19 号 財産の無償貸付について
- 議案第 20 号 権利の放棄について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 21 号 嬉野市監査委員の選任について
- 議案第 22 号 嬉野市副市長の選任について
- 議案第 23 号 嬉野市固定資産評価員の選任について

---

午前 10 時 開議

## ○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は議席番号 13 番、辻 浩一議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1．議案質疑を行います。

昨日に引き続き、議案第 14 号 令和 8 年度嬉野市一般会計予算について質疑を行います。

なお、質疑は 3 回を超えることはできませんので、御注意ください。

それでは、歳入歳出予算のうち、歳出について質疑を行います。

3 款．民生費、1 項．社会福祉費から質疑を行います。

1 項について、質疑の通告があります。事項別明細書 132 ページからの 1 目．社会福祉総務費について、発言を許可いたします。諸上栄大議員。

## ○7 番（諸上栄大君）

おはようございます。それでは、1 目．社会福祉総務費の 10 節．需用費に関してお尋ねします。

今回修繕料、福祉バス事業に関して予算計上されておりますが、6 万 4,000 円でございます。令和 7 年度当初予算額より増額になっております。その理由をお尋ねします。

## ○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

昨今の物価高騰を考慮し、昨年度より増額をしております。福祉バスが故障しているということではなくて、12月点検の費用と経常経費の費用を計上しております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

分かりました。物価高騰ということですね。

一応、この修繕料で福祉バス運営事業ということで計上されておりますけれども、この福祉バスの運営事業に関しては、令和6年度の決算指摘事項において活動範囲等を増やしたらどうかというような指摘事項も上がっておりましたけれども、その件に関して担当課として協議をされているのか、そのお考えを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

御指摘のありました件については、コミュニティと福祉課と協議をいたしております。

現在、要綱のほうに定められている要件等も考慮しながら進めているところではあります。が、吉田の地区の公共交通、全体的なところも見ながら検討を進めております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次、使用料について。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、同じ目の13節、使用料及び賃借料に関してお尋ねをします。

令和7年度当初予算のほうには、バス借上料、追悼式7万7,000円の計上がありましたけれども、8年度において計上されていないという、この理由についてお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

これまで民間の中型バスを借り上げて、遺族の方の送迎をしておりました。本年度は市や社協の所有のマイクロバスの利用を予定しているため、バスの借上料の計上はしておりません。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

それでは、次、補助金について。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、18節、負担金、補助及び交付金の補助金についてお尋ねします。

市民生児童委員協議会の1,107万9,000円の計上となっておりますが、令和7年度当初予算より減額されておりますが、この理由についてお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

令和7年度は民生児童委員の研修会を実施したため増額をしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

研修会をしたので、増額分になっているということで、今回は、その研修会についての計上はされていないようですが、その分はもうしなくていいものなのかっていうことと、そうなった場合、1,107万9,000円、この内訳、これがどうなっているのか。すみません、主要な事業説明書がありませんので、詳細な説明をお願いいたします。

それと、民生委員に関しては、定員、定数が決まっていますけれども、これはどこでも今、民生委員さん決まっている状況なのか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

まず1点目の研修についてですが、令和8年度は研修は予定はしておりません。これまで3年に1回、研修を実施していましたが、任期の最終年度に、これまで定期的に実施をしていましたが、最終年度にするのは成果も出にくいというふうな御指摘もありましたので、今回からは少し前倒しして2年目ぐらいに研修をするように検討しているところであります。

2点目の補助金の内訳についてですが、活動費と、あと運営費、ちょっと待ってください、すみません。

申し訳ありません。内訳についてですが、協議会の運営費と地区の運営費、塩田町と嬉野町のそれぞれの民生委員の協議会の運営費としての分と、あと協議会の各種負担金、あと全国大会の参加負担金というふうになっております。

あと委員の活動費です。

すみません。それと、今の民生委員の選任の状況なんですけれども、引き続き、今1地区のみ欠員のままとなっております。（「もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）

1地区だけ欠員です。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

3年に一回、任期で一番最終年で研修会をされてるってということで、確かにその成果が見られないという民生委員さん方の声もあった状況であって、前倒しをするということでおっしゃいましたけれども、2年目ぐらい。これ新規、最初の1年目のときに研修をされたほうが一番効果的じゃないだろうかとは私は思うところではありますので、その辺の研修体制をもう一度練っていく必要性もあるのかなと。やはり、民生委員さんになっていただく方って、なられたとはいうものの、かなりな不安とか負担がありますので、その辺、再度もう少し検討していただく必要性もあるのかなと、答弁聞きながら思いましたので、その辺はもう検討していただきたい。

それと、1地区だけまだ決まっていない、民生委員さんが決まっていない状況があるという答弁ですけれども、その対応を現状としてどう考えられているのか。

それと、最後、今内訳のほう、説明があったんですけれども、具体的な額等がちょっと分からなかったもので、額等の提示をお願いしたい。ただ、もし資料等がなければ、改めてでいいんですけれども、この件に関しては、ちょっと福祉団体の補助金交付要綱の中に、民生委員児童委員の活動補助っていうのが記載されておりましたけれども、ここにおいて、ちょっと額が私の計算が若干違っているところもあるのかなと思っているところもありましたので、詳細、額の提示があれば、そこを聞きたかったなというところもありました。

要綱的には、随時、金銭的な要綱等の見直しをされているのか、そこを確認して、最後終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

研修を1年目のほうにしたほうがいいのかという御指摘ではありますが、そこも含めて今後検討していきたいと思います。

あと、2点目の1地区欠員のところの今の対応についてですが、そこは行政区としては2人体制の地区でありますので、もう1人の方がいらっしゃいますので、その方に負担がかか

らないように早めに選定をするべきだとは思いますが、今、行政区長さんや地域の方の御協力を得て、推薦をいただいたり、推薦をいただければお願いに行っているところではありますが、なかなか受けていただける方がいらっしゃらない状況で、引き続き努力は続けていきたいと思っております。

民生委員の補助金の内訳につきましてですが、民生委員の活動費として、会長に対して33万6,000円、副会長に対して57万6,000円、委員に対して897万6,000円。あと協議会の運営費としまして12万5,800円、地区の活動費としまして50万円、協議会の各種負担金としまして36万4,820円、全国大会の参加負担金としまして20万円、合計1,107万8,620円となっております。

内容につきましての検討、金額についての検討はしているのかということでございますので、そこはその年の活動状況も踏まえて検討はしております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中政司君）**

次に、事項別明細書134ページからの2目、障害者福祉費について、順次発言を許可いたします。

まず、地域生活支援事業について。諸上栄大議員。

**○7番（諸上栄大君）**

それでは、2目の障害者福祉費、12節、委託料に関してお尋ねをします。

地域生活支援事業（基幹相談センター機能強化事業）ということで、今回新規事業として341万6,000円計上があります。主要な事業説明書が36ページに書いてありますけれども、まず、すみません、たくさん挙げておりますけれども、1点目、今回この事業に取り組む理由に関してお尋ねします。

2点目、武雄市との共同実施事業ということですが、武雄市も事業費負担行うのかお伺いします。

3点目、委託料での計上となっておりますが、委託先についての考えをお伺いします。

4点目、杵藤地区自立支援協議会という文言が主要な説明書の中にも書いてありましたけれども、この説明をお願いします。

最後、5点目となりますけれども、今回、令和8年度のみ共同実施事業なのか、そこをお尋ねします。

**○議長（田中政司君）**

福祉課長。

**○福祉課長（馬郡裕美君）**

お答えいたします。

1点目のこの事業に取り組む理由についてですが、障害者総合支援法の改正により、令和

6年4月1日から基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となるなど、国の方針として、当機関の設置が求められています。主に、地域の相談支援事業者の人材育成や相談支援事業者への専門的な助言を目的とするこの事業を通じて、将来にわたって安定した相談支援事業体制の構築に取り組んでいきます。

2点目の協働事業で武雄市も事業費の負担を行うのかというところですが、武雄市にも事業費を負担していただいております。二市で2分の1ずつの負担で進めておりましたが、人口割など、規模に応じた負担割合を武雄市と現在調整中です。

3点目の委託先についてですが、地域の相談支援体制の強化のために、各事業所との円滑な連携が可能な経験のある相談支援専門員が欠かせないと考えております。地域事業に熟知した事業目的を果たせる団体への委託を想定しております。

4点目の杵藤地区自立支援協議会についてですが、杵藤地区の障害者に対する相談支援事業の実施に係る地域の関係機関の連携を目的に、平成18年に設置されています。市町や障害者団体、福祉施設、就労等支援センターなどで構成をしており、相談支援部会や精神ネットワーク部会などに分かれて課題を協議している機関となっております。

令和8年度のみのも共同事業なのかという質問については、杵藤地区では共同実施が理想でありまして、構成市町も必要性を認識しているところです。しかし、令和8年度におきましては、武雄市と嬉野市、二市での単位で共同事業として事業を開始していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

分かりました。ちなみに、今武雄市の負担額というのはどれくらいかっていう、金額的なものは分かれるんですかね。そこをもし分かれたらお尋ねします。

それと、杵藤地区の自立支援協議会に関しての、この事務局運営等も今度入ってくるということで、主要な事業説明書の中に入っておりましたけれども、今まで杵藤地区の自立支援協議会の事務局っていうのはどのようにされていたのか、お尋ねします。

それと、これ先ほどの課長の答弁の中で、武雄市と嬉野市が共同で行うということで、その背景には、障害者支援法の制度改正に基づくものっていうことで、各佐賀県内市町においても取組をされておりましたけれども、そういった中で、武雄・嬉野が先駆的に始められることじゃないかなと思っております。今後、杵藤地区のほう、ほかにも構成市町がありますけれども、その辺も入ってくるのかどうか、その辺の方向性をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

まず1点目の武雄市の負担金の額ですが、今現在は2分の1ずつで計上しておりますので、今の嬉野市の予算額と同額の予定です。今後協議を進めていきます。

2点目の自立支援協議会の事務局についてですが、現在各市町ごとで事務局を順番に回しているところです。来年が、武雄市が事務局になりますので、その事務局の負担の部分も含めて基幹相談支援センターに委託をできるものか、どのようなところまで委託をするのかというのも、現在協議をしているところでございます。

あと、3点目の杵藤地区のほかの市町が今後入っていくのかというところですが、現在、最初は杵藤地区全体で進める方向で会議も進めておりました。各市町の事情におきまして、今回話が調ったのが、武雄市と嬉野市、二市ということになりましたので、進めてはいきますので、今後、杵藤地区全体で進めるメリットのほうが大きいと思いますので、そこに向けて、また全体的に協議を進めて、杵藤地区全体での基幹相談支援センターの機能ができるように努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

武雄・嬉野が先駆的に始められるっていう状況でもありますので、これぜひとも杵藤地区の自立支援協議会も土台としてあることなんで、そこはやはり、この二市が旗振り役となって、ほかの市町にも入っていただくように声かけをされていく必要性はあるのかなと思っております。ですので、そういった意味では、嬉野・武雄市がリーダーシップを図りながら、ほかの市町にも続けていただきたいと思いますとお願ひしておきます。

合同常任委員会の説明の中において、この分に関しては困難事例の対応も進めていかれるっていうようなことも、事業内容のほうの説明もあったかとは思いますが、そういう中において、その他機関、地域包括支援センターとかですね、社会福祉協議会の生活困窮部門とかですね、そういったところの連携等々においての具体的な考え方というのはどのようになっているのか、そこを教えていただけたらと思いますので、それを最後の質問とさせていただきます。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

困難事例に関しましては、多機関にわたる事案が今多うございますので、その地域包括支援センターとか、困窮の事業所だったり、社協と連携をするのはもちろん必要なことでご

ざいますので、そこと連携しながら、進めていくことになると思います。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、同じ地域生活支援事業について。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

私のほうからは、今詳しく説明もしていただいたところですけども、まず、今回新規の事業でございましたけども、先ほど説明の中で、あくまでも先行して本市と、それから武雄市ということでございますけども、国の方針で設置が決まっている組織ということで、新規の事業ですけどね、スタートされるわけですけども、ちなみに杵藤地区という1つの枠がありながら、例えば鹿島市さんとか、太良町さんとか、これは同時に、こういう国の方針ということでもありますけども、同時にスタートする必要は、そこまでの縛りはなかったのかということをもまず1点ですね。要するに、今回先行して武雄・嬉野で行うに至った経緯ですね、その説明をお願いします。

それと、当然この事項の中にありますけども、相談支援事業者の人材育成っていうのも掲げられておるところですけども、いわゆるこの委託料の中にある人件費に使われる対象の方は、いわゆる有資格者の方であるのかっていうことをまずちょっと2点、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

協議をする際に、杵藤地区全体で協議をしておりました。一般相談の相談窓口が各市町にあるんですけれども、各市町の相談窓口の形態が直営でしているところと、委託でしているところ、それぞれありまして、そこも含めて、なかなか話が調わなかったっていう経緯があります。

鹿島市、太良町は直営でされておられて、あとは委託に出されてはいるんですけれども、その調整がなかなか進まなかったところもありまして、今後全体的に進めていけるように協議をしていきたいと思います。

あと2点目の人材育成に、有資格者の方が相談に入られるのかっていうところだったと思いますが、資格としましては、主任相談支援専門員の方を配置する予定であります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

内容は分かりましたので、ありがとうございました。

○議長（田中政司君）

次に、重度心身障害者医療助成費事業について。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、同じ2目、障害者福祉費の19節、扶助費、重度心身障害者の医療助成費事業に関して5,438万4,000円の計上がなされております。令和7年度当初予算額5,605万2,000円より減額計上となっておりますが、その理由に関してお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

減額の理由につきましては、対象者の減に伴い、申請者の減により見込額は減額になったことによります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

対象者に関しては分かっておりますので、対象者が具体的にその見込みとして何人の実績があつて、何人ぐらいに減ったのか、そこをお尋ねします。

それと、この医療助成に關しての申請方法っていうのは、私が知ってる限りでは一旦医療機関にかかれたときに、その分の支払いをされて、領収書を持って、また再度提出というような形で、あとは還付されている状況だったかとは、以前はですね、思っておりますけれども、それはまだ従来どおりなのか、そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

見込みにつきましては、金額としましては5,438万4,000円を見込んでおります。重度心身障害者医療費助成の対象者は、身体の1・2級、療育のA、精神の1級が該当になっておりまして、現在、手帳の所持者数は、身体が減少傾向にありまして、療育・精神は若干数値が伸びているところです。

重心の対象者としましては、令和6年度で613名が対象者となって、令和7年度が596名というふうになっておりますので、そこを考慮して、今回減額をしているところです。

申請の方法につきましては、今病院で支払いをして、請求書、領収書をつけて市役所に申請書を出していただくという従来の方で今もやっております。

県内で現物給付についての協議が進んでおりますので、今後、その協議が調えば、現物給付になっていくことも考えられます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

数制的なものは御説明いただいてありがとうございます。最後の、その現物給付に関してなんですよね。障害を持たれてる方、これは申請代行は家族等がされますけれども、やはり一旦払って、払戻しを受けるっていうような手間と申しますか、そういう状況がいつも発生しているところに私はいつも疑問を感じておりましたので、その現物給付に関しては、やはり早めに県のほうにも声を上げていただきながら、早めに取り組んでいただけたらと思っております。と申しますのも、これ資格証の発行とかもありますので、誰が確実にその対象者になっているのかっていうのは分かる状況なんですよね。そういった意味では、現物給付の方向性というのは早急にもう協議すべきだとは思っております。

そういうところを担当課踏まえて、進めていってほしいなと思っておりますけれども、これ市長、県のほうのパイプを持ってというようなことを、今後はモットーにされていらっしゃると思いますので、ぜひこういったところも、嬉野市も声を上げて、現物給付に早急に努めるべきと私は思いますけれども、その辺の考え方を最後にお尋ねします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

おっしゃるとおり、手間がかかるということですので、そういったところを省略して、利用者の方ができるだけ負担にならないような方向性で協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、事項別明細書137ページからの3目、老人福祉費について、順次発言を許可いたします。

まず、地域包括支援事業について。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

議長、これ地域包括センター事業のほうなんですけれども。おのおの上げておりますが、おのおのの節で3回お尋ねしても大丈夫でしょうか。報償費と委託料がありますよね、と使用料及び賃借料まであります。

○議長（田中政司君）

事業でいきますので、地域包括支援センター事業の報償費で3回。地域包括支援センター事業の委託料で3回という形で。

○7番（諸上栄大君）続

はい、分かりました。申し訳ございません。

それでは3目の老人福祉費に関して、7節の報償費ですね。地域包括支援センター事業の講師謝金の2万4,000円についてお尋ねします。

主要な説明書に関しては37ページで記載されておりますけれども、これも令和7年度当初予算額が講師謝金として6万円計上されていましたが、8年度は減額になっておりますが、どのような内容で減額計上になられたのか、その理由に対してお尋ねします。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

地域包括支援センター事業の講師謝金は、他の事業に分類しにくい内容の研修会や、突発的に企画することになり、講師謝金が不足した場合、市民向けではなく、包括等の専門職向けの研修会を企画した場合などを想定しております。

例えば、今年度の例としましては、複数の事業にかかったいきいき百歳体操大交流会の開催時の講師謝金、その場にブースを設けたeスポーツが、現在ではどの事業に分類するか不透明であるため、この事業の講師謝金から支払いを行います。

例年、その金額が多くなかったので、減額はしておりますが、必要性がありましたので、2万4,000円に減額して計上しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

令和7年度、いわゆる今年度においては新しいeスポーツの活用性とか、そういったのをするために6万円計上していたってということで予算執行して、その分の講師を呼んで、その中の1つの講師として呼んで計上したということで書いてありますけれども、それがかなり2万4,000円って減額されております。その令和8年度の計画を立てるときに、そういったビジョンっていうのはなかったのか。

それともう一つ、これ何で言うかということ、その地域包括支援センターの業務の中で、今かなり進められておりますけれども、新しい社会資源の構築っていうのもあるわけですよね。

そういう中において、やはり、課長答弁の中でおっしゃられた、その住民対象じゃなくて、専門機関に対しての勉強会をすることによって、新しい社会資源の構築もできるきっかけになるのかなと。そのための講師謝金であるのかなと私は思いますので、そういう中では、若干計画的なものっていうのが、計画的な予算立てっていうのがちょっと難しいんじゃないかなと、聞きながら感じたところでありますけれども、その辺に関してのお考えを、どのように考えられているのかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えします。

今回減額したものについては、各団体から講師謝金が出た、これまで出たことや公的機関からの派遣のために講師の謝金が不要だったことの理由もありまして、計画を年間のスケジュールを立てて、ビジョンを持って実施はしておりますので、その必要な分だけを、この包括支援センターの講師謝金のほうから支払いをするようにしております。

専門的な講師を招いて講演をしていただいたり、講義をしていただいたり、研修をしていただいたりして、知識の習得に関するものは、どんどん進めていきたいと考えておりますので、そこは、この金額とは関係なくて、いろんなところから講師を派遣したりして、今後、学習にも努めていきたいと考えています。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、委託料について。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは同じ目、委託料に関してお尋ねします。これも地域包括支援センター事業のほうですね。

まず、虐待相談20万円、この委託料がありますけれども、その内容についてお尋ねします。

それと、この虐待相談に関しては、令和7年度においては別の事業で計上されていた額だとは思いますが、今回、地域包括支援センターの委託料として予算計上された理由に関してもお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

この事業の説明についてですが、佐賀県弁護士と社会福祉士から成る虐待専門チームがあります。このチームは、高齢者虐待対応について市町村地域包括支援センターが適切な対応をするための仕組みづくりや、具体的な対応を適切に実施するため、高齢者虐待に精通した

チーム員がそれぞれの視点から、担当者に助言を行い、対応力を高めることを目指してつくられたものです。

当市においても、高齢者虐待に関する相談は多く寄せられており、対応に苦慮するケースもありますので、助言をいただいたり、専門職の研修会や市内の施設において、虐待予防に関する講義を行っていただいております。

令和8年度においても同様の支援を受けたいと考えております。

予算の設定が、今回地域包括支援センターのほうに上げている分については、介護保険事務所からの指導、指導というか、方針の転換というか、そこがありましたので、今回、地域包括支援センターの予算に計上しているところでございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは委託料の2回目の質問ですけれども、委託料の中にマネジメント業務ということが記載されておりますけれども、この委託っていうのの詳細な説明をお願いします。

それで、またこのその他参考となる事項のところの欄なんですけれども、介護報酬マネジメント608万1,000円っていうことで雑入として計上されておりますけれども、この分に関しても、何かこの委託料と関係性があるのかどうか。その詳細な説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

委託料について内訳を説明いたしますと、介護支援事業所への委託でありまして、ケアプラン等を作るときに事業所へ委託する場合がありますと、その分の委託料として計上しております。

それと、あと包括支援センターのシステム保守料の委託の分がその中に42万3,720円が含まれております。94万3,000円の中に42万3,720円。

すみません。訂正します。介護保険のケアプランの委託の分で、ここに委託料を計上しておりまして、収入の雑入の介護報酬のマネジメント681万円の部分は、東部包括支援センターでケアプランを作成する分に対して介護保険事務所のほうから報酬が支払われますので、その分の収入として681万円を雑入のほうに計上しております。それは地域包括支援セン

ターの人件費のほうに充てております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

先ほどの答弁の確認です。

まず確認させてください。この委託料として介護予防支援業務の94万3,000円、これに関しては東部の地域包括支援センターが各法人の居宅介護支援事業所にそのケアプラン、いわゆる要支援1・2の方の予防プランを立ててくれよっていう委託をするお金ということで解釈してよろしいですね。分かりました。

それと、雑入の介護報酬に関しては、マネジメント料に関しては、包括支援センターの職員さんが立てられたマネジメント、要支援1・2の予防プランを立てられた分の介護報酬として入ってくるものだよという理解ですね、分かりました。

そういった中で、現状として地域包括支援センターさんのプラン作成件数がどれくらいなのか。それと、その委託料、これ各居宅介護支援事業所さんに委託料払われてるんですけども、この居宅介護支援事業所さんが予防プラン作成の件数に関しての上限、受託上限っていうのがあるのかどうか、そこをお尋ねします。これもう3回目ですよ。

最後、その2点をまずお尋ねするのと、3点目としては今回、令和8年度から主任ケアマネさんが2人になられた状況だと思います。そういった、2人になりんしゃったですよ。そういった中で、今後、この基幹型の包括支援センターの機能強化というのがかなりできてくるとは思いますけれども、担当課としては具体的な力の入れ方、どのような形で考えていらっしゃるのか、そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。プランの作成件数につきましては、現在手持ちがありませんので、ちょっと後日お答えいたしたいと思います。

あと、受託上限はあるのかってところですが、受託上限については、ちょっと私把握していませんが、現在ここに委託料として計上はしておりますが、委託を受けてくださる事業所がなかなか少ないというのが現状で、なかなか市内のところではケアプランの委託が受けて、うちができますよという余裕のあるようなところは少ない状況であります。

3点目の主任ケアマネジャーが2名になったことによる強化の部分ですが、これまで地域包括支援センターで受けてる相談につきましては、最近私が感じ取る中でも、虐待が多かったり、複合的な課題が多い家庭が多いと感じております。1件の対応にも非常に時間を要し

ますので、その辺の複数での対応とか、そういう手厚い対応ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

それではこの後、事業ごとに3回ずつ質疑をお願いをいたします。

まず、介護予防事業について。

委託料と使用料及び賃借料は一緒にしとったとですけど。別々ですか。（「別々ということでは最初確認しましたが」と呼ぶ者あり）

それでは、ここに上がってますので、使用料及び賃借料についてですね。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

使用料及び賃借料の法令ネット、これは3万2,000円、今回新たに計上されておりますけれども、この内容に関してお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

これまで冊子で管理をしていたものを業者に紙で差し替えをしていただいております。高齢者に関する法令の関連のものなんですけど、各法令の関連のものなんですけど、新庁舎への移転に伴い、収納の場所も少なくなりますので、デジタル化するものです。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

それでは、この後、事業ごとに3回ずつということで、介護予防事業で、諸上栄大議員。

これ確認ですが、報酬費と委託料で上がってますが、これについてはもう介護予防事業ということで、3回でよろしいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

じゃあ、介護予防事業ということで3回。

○7番（諸上栄大君）

それでは介護予防事業に関してお尋ねをします。

主要な事業説明書は38ページに記載されております。

まず、講師謝金として地域リハビリテーション活動支援事業15万円が計上されておりますが、その説明をお願いします。

それと委託料のほうで、通所型サービスCとありますけれども、その説明をお願いします。

それと、その件に関しての委託先についてお尋ねをします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

地域リハビリテーション活動支援事業についての説明をいたします。

この事業は、専門職が地域の通いの場や老人クラブ等に出向き、各専門分野の介護予防に関する講義を行うものです。

委託料の通所型サービスCについてですが、通所型サービスCとは活動認定要支援者事業対象者のうち、当該事業のサービスの提供を受けることによって、心身の状況を改善することができると認められる者を対象として、保健医療の専門職、保健師、理学療法士、看護師等が各種プログラムを短期的・集中的に実施することによって、要介護状態になることの予防、要支援状態の軽減または悪化の防止に、及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

委託先は、嬉野町の吉田のリハプライド嬉野です。運動再現性の高いマシントレーニングを利用したパワーリハビリを行う半日型のデイサービスを行います。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは2回目になりますけれども、今回、通所型サービスCっていうのが、主要な事業説明書の中に入っておりましたので、お尋ねをしておりました。

もともとこの委託料のほうが一般介護予防事業、これが若干減額になってるんですよね、今回。その分に関しての減額の理由がどうなのかっていうのが分からなかったのでお尋ねします。

それと、その主要な事業説明書の中にこの評価事業というのが入っております。額的には277万8,000円の内容ですけれども、その評価事業の内容と評価、結果的にどうなっているのか、担当課としては把握されているのかをお尋ねします。

それと通所サービスCの強化型の分ですけれども、一定期間というようなところで御説明がありましたが、これは一定期間どのような期間で対応されるのかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

福祉課長。

**○福祉課長（馬郡裕美君）**

お答えいたします。

介護予防教室の分の減額についてですが、ちょっと詳細、今ちょっと分かりませんので、後でお答えしたいと思います。

評価事業につきましては、介護予防、令和6年度より新規で実施した事業でありまして、今、令和7年度で2年目となっております。百歳体操をされている通いの場に出向き、体力測定などをして、その後の体力のつき方とか、自立の仕方とかっていうのをデータに基づいて分析をしたり、あと、このような通いの場の介護予防教室の、どのような教室のほうに参加しやすいのかとか、そういうふうなアドバイスも受けることもできます。

年度末にその結果を受けて、報告会がありますので、その中で、今後の介護予防教室の在り方等を研究していきたいと思っています。

リハプライドさんの事業の期間の件ですけれども、期間は半年間で募集を行っております。

令和7年度でいきますと、7月から12月の半年間で12名という定員で募集を行いました。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

諸上栄大議員。

**○7番（諸上栄大君）**

やはり、データを取りながら今後の予防活動、予防事業のほうにつなげていくっていうのがデータ収集と、その事業の見直しにもなりますので、そこはたくさんのデータ等を取って、また分析されて、次の次年度の事業につなげていただきたいと思いますと思っています。

それと、通所リハビリのところの具体的なところなんですけれども、例えば6か月か、マックス6か月間ですよね、多分、恐らく。この分に関して前期・後期ありますけれども、例えば私がそこに入って、通所リハビリをマックス6か月間やったと、前期で。それでも、再度継続でっていうような状況が可能なかどうか。そこはもちろん、その根拠としてはケアマネさんのプランとかもいろいろ発生するだろうとは思いますが、そういう中において対応、柔軟な対応とかもされるのかどうか、そこを最後にお尋ねしたいと思います。

**○議長（田中政司君）**

福祉課長。

**○福祉課長（馬郡裕美君）**

この通所のCでの利用は6か月と規定がされてますので、定めておりますので、その中では利用はできませんが、その後、必要であればプランの中で計上して、介護保険の中での利用というふうな形になると思います。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中政司君）**

それでは次、地域地域支援事業（任意事業）について質疑を行います。

確認です。役務費、委託料、扶助費の3項目が挙がってますが、一括してよろしいですか、3回で。（「はい」と呼ぶ者あり）諸上栄大議員。

**○7番（諸上栄大君）**

それでは、3目．老人福祉費の役務費、委託料、扶助費、一括してお尋ねします。

まず成年後見への申立て費用の21万1,000円の内訳についてお尋ねします。

それと食の自立支援事業の1,079万7,000円について、令和7年度当初予算額より減額となっておりますが、その理由に関してお尋ねします。

3点目、成年後見人の報酬助成について、1件当たり単価の1万8,000円の根拠、これに関してお尋ねします。

**○議長（田中政司君）**

福祉課長。

**○福祉課長（馬郡裕美君）**

お答えいたします。

1点目の成年後見の申立ての費用についての内訳ですが、郵便の切手代として4,740円の4名分、申立ての手数料として2,400円の4名分、登記手数料として2,600円の4名分、診断書料として8,000円の4名分、鑑定費用としまして7万円の2名分を計上しております。

あと、食の自立支援の減額、昨年度よりの減額についてですが、利用者の減少傾向のため、今回減額をしております。

3点目の成年後見の報酬助成についてですが、単価の1万8,000円の根拠につきましては、これは国から示された基準によって1万8,000円を定めております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

諸上栄大議員。

**○7番（諸上栄大君）**

この成年後見の費用申立てっていうのは、鑑定料だけ2名分の算定ですけども、ほかは全部4名分ということで算定されてらっしゃるということで、基本的にこれっていうのは市長申立て分の経費なのか何なのかっていうところですが、その詳細を再度お願いします。

それと、食の自立支援に関しての利用者減、具体的に今の状況が何名から何名に減っているのか。それと、減っている要因を担当課としてはどのように捉えていらっしゃるのか、そこをお尋ねします。

それと成年後見の報酬助成に関して、国から示されたとありますけれども、この分に関しては、国から示されたというと、本人の財産を基にこの報酬というのは払うべきじゃないのかなと思っておりますけれども、その国から示されている、何かその法的根拠っていうのがあれば教えていただきたい。

今回、令和7年度当初の主要な事業説明書と比較すれば1名増となっておりますが、そこも説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

今回、この1番の申立て費用に上げているものは、市長申立ての分になります。

鑑定費用につきましては、必要な場合のみになりますので、全ての方が要るわけではないので、今回2名分で計上をしております。

食の自立の今の実績につきましては、ちょっと手元に人数がありませんので、後でお答えしたいと思います。

報酬助成につきましては、裁判所から求められる報酬につきましては、本人の財産に基づいて算定がされるものですが、今回ここに挙げている、扶助費で挙げているものは市が助成をする分になりますので、市が助成するのは、この基準に基づいた1万8,000円の分を助成するというふうになります。在宅の場合が月額2万8,000円、在宅以外の場合が月額1万8,000円の助成というふうに要綱の中で規定をしております。その分を助成するものです。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

成年後見人の申立て費用に関しては分かりました。

3回目ですので、市長申立てっていうのが大体件数的にどれくらいあるのかお尋ねします。

それと3点目、この成年後見の報酬助成に関してっていうのは、先ほどの課長の答弁を、ちょっと私理解したのは、成年後見制度を、じゃあ受けられている方、今利用されている方、その方は全てこの扶助費っていうのが、申請すればいただけるのか。そこがちょっと引っかかる。と申しますのは、成年後見の報酬に関しては、先ほど私申し上げましたように、課長も答弁いただいたように、基本的に裁判所が本人の財産を全部精査して報酬助成として算定するっていうようなところがあるっていうところを私認識しておりましたが、どうも先ほどの課長の答弁、ちょっと私、聞いていたところ、その成年後見を利用されている方が在宅の方、あるいは在宅以外の方に関して扶助費として支払われているみたいな捉え方を私はちょっとしたんですけれども、そういう理解でよろしいのか。でなければ、そういうことを扶助費として支給されているのであれば、もう少し私はこの成年後見制度っていうのを、もう少し周知すべきいいじゃないのかなと思うんですけれども、その辺の考え方で含めてお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

市長申立ての実績の件数につきましては、嬉野市で6件となっております。令和7年度で6件となっております。

扶助費の部分ですが、報酬の助成の扶助費の分ですが、これは市長申立ての中での話になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、生活支援体制整備事業について、質疑を行います。

これも10、11、12、需用費、役務費、委託料、一括してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

生活支援体制整備事業、これ主要な事業説明書には40ページに記載されておりますが、事業内容、予算額が令和7年度当初と全く同じ内容でございましたが、令和8年度に取り組まれる内容についてお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

令和7年度と同じく、生活支援コーディネーターの配置、第1層が市内全域、第2層が市内3か所を行い、多様な主体による地域づくりの取組のコーディネート機能を担っていただきます。

需用費、役務費につきましては、この事業で作成した嬉野市の高齢者向け社会資源をまとめた暮らしの便利帳を65歳以上の到達者に発送するための費用として計上をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それは理解できるんですけども、令和7年度においても、今現状されてらっしゃる状況においても、何か事業があるじゃないですか。それプラスアルファの令和8年度において、何か状況的に、こういう状況で取り組みますよというようなところで、担当課としてはその分に関しても同じ委託料ですけどもってというような情報を仕入れられているのかどうか。

以前、前回やったですかね、何かニーズ調査か何かをしながら、今後につなげていくみたいな答弁がありましたので、そういう中でのその進捗状況がどうなってるのかとか、そこに対するその委託料、額は一緒なんですけれども、事業内容として第1層がこういう取組をしますとか、そういうところの記載が全く見えなかったもので、どういう取組をされるのかっていうのをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

第1層におきましては、地域の関係機関とのネットワークづくりや事業の推進のための活動、地域ケア会議等への参加はもちろんですが、あと令和9年度のエンディングノート完成に向けての下準備をされます。

あと、50代、60代に対して、今年の2月に郵送した住民アンケートを集計し、考察し、地域のニーズを明らかにしていきます。

あと、生活支援サポーター養成講座の実施を行っていただきます。

あと、2層に、嬉野地区につきましては、同業者としての強みを生かした実践的な連携、関係機関へのダイレクトの働きかけ、あと地域における支え合い・担い手の創出等を挙げておられます。

あと、全老人会への網羅的訪問と現状把握、憩いの場、サロンへの継続的なアプローチをされる予定でございます。

第2層の塩田につきましては、塩田地区の協議会の開催とか、ボランティア育成講座の開催、地域支え合い勉強会の開催などを通してボランティアの育成等にも取り組んでいただけます。

吉田地区につきましては、吉田地区の暮らしの便利帳の作成をされるというふうに伺っております。吉田地区内の地域資源をマッピング等、見える化して、互助等、強化を図ることを目的としてされています。

それぞれに協議体もつくられておりまして、ペースはいろいろですが、月1回だったり、何か月に1回だったり、開催して事業の計画とか進捗状況とかを話し合いをされているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

そこまで説明をいただければ分かるんですけども、どうしても、主要な事業説明書を見

たら、また暮らしの便利帳ば配って、何の内容、事業内容がちょっと見えにくいついていうところもありましたので、お尋ねしました。

昨年、令和7年やったんですか、新しく変わったとが。7年から3年間やったつていうところで、令和8年度が2年目つていうことで、恐らく今までずっと調査内容等動かされていたところが、データ収集・分析で、3年目のほうで、新たな事業として展開されるんじゃないかなということを期待しております。

この生活再生支援整備に関しては、なかなか活動内容が見えない、見えにくいついていうようなお声も聞かれているところもありますので、そういったところを順次抽出をしながら、非常にいい事業、取組をされていらっしゃると思いますので、その周知等は継続的にしていただきながら、また新たなサービス、社会資源の創出について取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、中核機関設置運営事業について質疑を行います。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

中核機関設置運営事業に関して主要な事業説明書42ページです。

委託料の内訳の事業費について、88万3,000円の内訳を求めます。

これ、各関係市町がございますが、そこからの市長申立ての実績等があればお尋ねします。首長です。すみません。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

委託料の内訳のについてですが、消耗品費24万7,000円、保険料につきまして4万円、賃借料として24万9,000円、車両費として11万3,000円、謝金として22万円、通信運搬費として4万4,000円、広報費として3万円、手数料として4万円、合計88万3,000円となっております。

首長申立ての他市町の件数につきましては、鹿島市が3件、太良町が2件というふうになっております。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

中核機関の設置運営ということで、鹿島市、太良と、その中核として嬉野市が事務局、この機関事業を起こされてるわけなんですけれども、そこにおいて事業内容として見ており

ますと、地域ネットワークの構築あるいは市民後見の育成とか、後見人の受任者調整とか記載されておりますが、今までの経験、今までの事業の流れをこう見ておりますと、恐らく地域連携ネットワークの構築はかなりできているだろうと思っております。そういった中で、市民後見への育成等の取組、こういうのが、私は今後キーになっていくだろうと思っているんですけれども、その取組状況に関して、今動きがあるのかどうか、そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

地域ネットワークにつきましては、令和7年度は金融機関とのネットワーク会議も行いましたので、有効に活動できてるかなというふうに感じております。

市民後見につきましては、県内でも研修会等で話は上がっておりますが、嬉野市におきまして、今後研修の場等も、市民後見になるための研修の場合も必要となってますので、そこも検討しながら、進めていっているところです。

以上です。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、高齢者保健事業について質疑を行います。古川英子議員。

○5番（古川英子君）

まず、老人福祉費のことでお尋ねいたします。

高齢者保健事業で、このハイリスクアプローチでどのようにして対象の高齢者を抽出するのか。

2番目に、KDBシステムによって地域の健康課題が抽出されるのか、どのように地域の健康課題が抽出されるのか。

3番目、通いの場合は前年度よりどのように増やしていくのか。

次が、高齢者も多く参加した健康マイレージを廃止された理由と、今後そのようなほかの事業を考えてらっしゃるのかということと、あと医療専門職ってということが書かれてますけれど、下にその他の参考となる事項の中に企画調整等を担当する保健師、地域を担当する医療専門職っていうふうにありますけれど、この人数配分とかを教えていただければと思います。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

お答えいたします。

高齢者事業の中でハイリスクアプローチをどのようにして高齢者を抽出するのかということですが、後期高齢者の中でKDBシステムというのがありますので、そのほうからハイ

リスクの抽出をいたします。

まず、皆さんが健診を受けていただいておりますので、その結果からです。例えば、ヘモグロビンA1Cの7.0以上、かつ糖尿病未治療の方であるとか、生活習慣病で高血圧の分類の2度以上の高血圧以上かつ未治療の方ですね。

それと3つ目に、健康状態不明者の状態の把握です。健診とか医療機関の受診がない者のうち、単身世帯や高齢者のみの世帯を抽出して、そういう方たちを訪問したり、支援をしたりしております。

KDBシステムからどのような地域の健康課題が抽出されるのかということですが、システムは、医療・介護・健診の各種のデータを集約して活用するためのものです。嬉野市の健康課題として4つの課題を抽出しております。

まず1つ目は外来治療医療費では、糖尿病が最も多く、次いで慢性腎不全、高血圧と続き、新規透析導入者の数も増加している。血糖の受診判定値以上の者の割合が県や同規模と比較して高い。引き続き重症化予防の対策が必要ということです。

2つ目ですね、団塊の世代の後期流入に伴い、重症化予防として国保時代に糖尿病性腎症重症化予防プログラムや生活習慣病重症化予防での関わりのあるものについても、継続して見ていく必要があるというのが2つ目です。

3つ目、脳血管疾患、虚血性心疾患、認知症の者の割合が県内でワーストワンでございます。

4つ目、医療も介護も受けていない健康状態不明者が50名以上存在している。高齢者の独居高齢者のみの世帯が増加しているため、実態を把握し、継続的な支援に結びつける必要があるというような、以上の4つの課題が嬉野市としては上がってきております。

議員3つ目の御質問でございますが、通いの場合は前年度よりどのようにして増やしていくのかというところですが、老人会の理事会等で事業の説明をさせてもらっています。また百歳体操であるとか、通いの場、今年は老人福祉センターのほうにも訪問させていただきました。

それと、高齢者も多く参加した健康マイレージを廃止した理由はなぜかということですが、マイレージ事業については、市民の自発的な健康づくりへの取組を応援し、健康意識の向上を図ることを目的にスタートしたものです。

当初は申請者が定員の半数にも満たない状況でしたが、年々増加し、ここ数年は定員を上回る状況が続いていることから、一定の効果は得られたと評価し、事業を終了することとしました。

今後も健康づくりを重視した事業を検討してまいりたいと思っております。

それと、専門職の数ですが、専門職は保健師のことを挙げております。そして計画を担当する保健師は1人ですが、あとほかの十数名の保健師、栄養士が担当をしております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

古川英子議員。

○5番（古川英子君）

このKDBシステムっていうのは、あくまでも健診等を受診した人の中からのデータって今お聞きしたんですけど、今、嬉野市の中に医院とか結構あって、そこでの採血やら何やら、かなりの高齢者の方されてますけど、そのデータはもうここには含まれない。あくまでも健診データだけなのかっていうことですね。

それともう一つが通いの場を増やすということで、今言われましたけど、今までの回答の中でなかなか通いの場は増えていかない、老人の方がもう拒否されるっていうふうなことを何回かお聞きしたんですけど、そのような中でもっと本当に増やしていくっていう、ただ増やしていくっていう言葉だけでは、なかなか増えていかないと思うんですけども、今言われたことで増えていくのかなっていう、ちょっと疑問を感じました。

そしてもう一つが、疑問を感じましたけどもいかがでしょうか。本当に増やしていけるという自信というか、そこがあるのかということと、あと健康マイレージを廃止したのは、健康意識の向上ができたということなんですけども、この健康意識っていうのは、ここで終了したから終わりじゃなくって、市民がずっとこの健康ということを考えて、若いときから考えてずっといって、この嬉野が健康を意識した市町になるというところが基本だと思うんですけど、何か、あまりにも簡単にそこに参加する人がいたから、これで終了ですっていうのはちょっと悲しい、健康に関して悲しいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

このKDBのシステムの件ですが、普通に血液検査をしている方の分は、例えばそれはもうあくまでも治療という名前のものになると思います。このKDBシステムは、その医療の分野であるということと、あと健診の結果のデータと、それと介護のデータを複合的に統計的に表したものですので、血液検査が直接その健診データに出るということではない。

（「ちょっと趣旨が違うんですけど」と呼ぶ者あり）

定期的に受診している方も特定健診は受けてくださいということで御案内しておりますので、普通の通院は通院、健診は健診というふうにしております。で、よろしいでしょうか。

それと通いの場を増やすということですが、通いの場を増やすというのは、どちらかというと福祉課の生活支援体制整備事業のほうになります。私たちのほうは、そういう集まっていっぱいするところに、あくまでもただ集まって何かをされているっていうだけではなくて、そこにプラスの健康相談とか血圧測定とか、そういうのを取り入れていくというものですの

で、今後またそういう集まっていっていいところを開発していく、開拓していくというところになると思いますので、今考えているところは、例えばコミュニティー単位ですとか、そういうのをちょっと考えてはおります。

あと、健康マイレージをやめたということですが、マイレージはもう8年間継続しております。目的は、きっかけづくりですね、行動変容になるようなきっかけづくりとしておりますので、まずこの数がしっかり上がってきたことは、あくまでもそのきっかけづくりに、住民さんにアピールはできたのかなと思っております。

ただ、内容的に本当に健康づくりというところの、皆さんの健康というところの意識はどれほどかなという内容でしたので、今後はもっと健康づくりのほうに特化した体力づくりとか健康づくり、そういうところに特化したものを検討していかなければならないなと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

古川英子議員。

○5番（古川英子君）

何か言われるのは分かるんですけど、結局、健診を受けに行く人、高齢者の方は病院で診てもらってるからいいよみたいところで、どこか、町に行ったときに、なんか見込み何とかって言って、そういうデータも利用してるっていうような市があったと思うんですけど、やはりデータっていうのはいっぱい取らない限り、健診だけ、健診に来てください、来てくださいと言ったって、なかなか来れないっていう現状なので、健診を増やすんだったらそれなりの何かをしなきゃ健診の数は増えないんじゃないかなという思いがして聞いておりました。

それと、もう一つは、健康意識の向上のためということで、今回はこれでおしまいということなんですけれども、本来はこれが終わったときに、次に嬉野市の皆さんの健康に関してのレベルアップを図るために何を持っていけばいいのかなっていうことまでお聞きしたかったんですけど、そこはまだ考えてなくて、今後そこを持っていく、いろんなことをやっていくっていうことを言われましたので、期待をするしかないのかなっていうことですね。

あと、通いの場なんですけれど、たしかこの前はもう拒否されるっていうふうな言葉で、もういいです、大丈夫ですって言われるので、通いの場は増えていかないっていうことだったんですけども、一方的に増やしていくっていうふうなことをおっしゃれば、何をもって増やしていくのか。老人会で言うとか、いろんなことで言うと、今までしてきたことと違うことをしなければ、なかなかそこは増えていかないと思うんですけども、そこはちょっと頑張って、申し訳ないけど健康に関して、ちょっと押売的なところまでどんどん進めていかないと、意向は確認しなきゃいけないっていうのは分かりますけども、これを皆さんに健康と

いうのを広げるためには、もっともっと、どんどん動いていただいて、まずお試しでも何でもいいので、させていただいて、広げていっていただけたらと思います。回答はもう結構です。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

議員おっしゃるとおり、こちらが言っても、なかなか受入れのほうに難しいというのが皆さんのやっぱり健康意識がまだまだなんだろうなと思います。もっとこちらにも積極的にしていくということも必要でしょうし、やっぱり嬉野市、やっぱり最近の状況を見ますと肥満とか糖尿病が増えているのが現状です。

やっぱりそういうところにもきちんと視点を置いて、じゃあ、どうしていくのかっていうようなことで、これからちょっと検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（田中政司君）

これで1項までの質疑を終わります。

次に2項、児童福祉費について質疑の通告があります。

事項別明細書144ページからの1目、児童福祉総務費について、発言を許可いたします。

まず、子育てファミリーサポート事業について。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、児童福祉総務費の報償費でお尋ねします。

子育てファミリーサポート事業のほうです。主要な事業説明書は51ページに記載です。

まず2点挙げておりますけれども、サポーター報酬が令和7年度より増額計上になっている説明、お願いします。

あと2点目、資質向上のためのスキルアップ研修が事業内容にありますけれども、講師謝金等の計上が記載されていない理由に関して、何かあったのか、どのようにされるのかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず1点目について、サポーター報酬が増額になっている理由でございます。

これにつきましてはサポーター報酬の単価の見直しにまずはよるものでございます。

ファミリーサポート事業は子育てをしたい人、手助けをしたい人の依頼会員と手助けをする提供会をマッチングする総合支援の有償ボランティア事業でございます。

これまで本市では保護者負担金を含むサポーターへの謝金を1時間当たり900円といたしておりましたが、しかし、佐賀県の最低賃金の水準を踏まえ、令和7年12月1日から1時間当たり1,030円へ130円引上げを行ったところでございます。

それに応じて、各時間区分ごとの単価も同様に130円ずつ引き上げております。なお、保護者負担額は500円または600円で、引上げは行っておりません。

よって、基準額から保護者負担額を差し引いたサポーターへの助成額は、市から行うため、この分についての報償費が増額となっているものでございます。

次の2点目のスキルアップ研修が事業内容にあるが、講師謝金等の計上がされていない理由についてでございます。

こちらのほうが主要な事業の説明書の計上の仕方で、昨年度はこの4番の本年度の事業費の内訳の中で、サポーター報酬90万1,500円、講師謝金8万8,000円と分けて計上していたところですが、今年度はその2つを統合して、サポーター報酬、本来は等とすべきだったと思いますけど、合わせたところで111万5,000円と記載しているものでございます。

その内訳といたしましては、サポーター報酬が101万5,732円、講師謝金が10万円ということで、その報酬、講師謝金等の報酬が発生しないということではなくて、合算して計上しているためでございます。よって、講師謝金のほうは、ここのほうに含まれているということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

分かりました。講師謝金、研修はされる、その辺の講師謝金も組んでますよということですね。今後、もし上げていただくなら、そこまで書いていただければ助かります。

まず、今回最低賃金が上がったので報償費のサポーター報酬、これ、まかせて会員さんの分が上がったってということで、お願い会員さんの分は負担金としては上がとらんということですよ。お願い会員さんの分は、何も料金改定等とか経費とか上がってないという御説明やったと思うんですけど。そういう状況で理解してよかですよ。はい、分かりました。

昨年の令和6年の決算をしたときに、この分に関しても指摘事項が上がったとは思いますが、やはりこのまかせて会員の掘り起こしを早急に行い、安心したサポート体制を構築すべきということで、今回そのようなスキルアップ的な事業をされますけれども、これでまかせて会員の登録の促進に努めるということで、まずはこれをやってみるってことをですね。

ほか、何かこう、まかせて会員の人数の増員に対しての取組っていうのは考えられなかったのか、そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

決算審査のときの指摘事項については十分理解をいたしております。それに基づいて、令和7年度もサポーター養成講座を開催する前に、9月から10月にかけて、各種団体へのですね制度周知、また興味ある方へのですね、そういった申込みがしてもらえないかというところで、塩田の民協であつてたり、嬉野の民協、また地域コミュニティ会議の事務局会議、また母子保健推進委員会、またそういったボランティアの団体のほうにも、複数お話をしに行きまして、その申込みまで、期限がありますので、ぜひとも申し込んで、まず制度の説明と申込みの依頼をお願いしたところです。

それと、この取組につきましても引き続き実施していきたいと思いますが、令和8年度につきましても今現在、年に1回、養成講座を行っておりますけれども、それをちょっと季節を分けてですね、年に2回開催をするように考えております。

それも、それぞれの1回ずつも短期間で集中して、していたところもありますので、その必要な時間をみんな受講できるように、少し間を空けて、参加しやすい日を、スケジュール等を取って、多くの方に参加いただくような方策を考えております。

また、1月のほうにも実施をしたんですけど、ファミサポ週間というところで、サポーターさんとかが、これ新規のサポーターさんも、今度登録された方も来ていただいたんですけど、子育て支援センターのほうに来ていただいて、そこに来ておられるお母さんたち、子供さんたちを見て、実際にどうやって預かるのか、そういったところも、シミュレーションじゃないですけども、そういった経験を積んで実際預かる際の参考にさせていただくというふうなことで、そのような考えを幾つか実践しているところです。

以上です。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、放課後児童健全育成事業について質疑を行います。諸上栄大議員。

確認ですけど、役務費、委託料、備品購入費、負担金、それぞれありますが、一括でよろしいですか。

○7番（諸上栄大君）

一括でよかです。

それでは、放課後健全育成事業、主要な事業説明書の52ページのほうのお尋ねをします。

令和7年度当初予算額より減額の説明をお願いしたいと思います。

まず手数料。増額です。申し訳ないです。予算額より増額の説明をお願いします。手数料23万1,140円。

それと2番目、業務委託料の説明を合同常任委員会でしていただきましたが、ちょっとうまく聞き取れなかったもので、もう一度お願いします。

それと民間放課後児童クラブ間接補助に関して、これも上がっておりますけれども、増額計上になってますけれども、この説明をお願いします。

それと備品購入費の8万4,000円の詳細説明。この4点お尋ねします。

**○議長（田中政司君）**

子育て未来課長。

**○子育て未来課長（山口貴行君）**

お答えをいたします。

まず手数料23万1,140円の増額について御説明をいたします。この分が2つ要因がございます。1つ目が令和7年の8月から口座振替に係るウェブ口座申込みというのが開始をされております。これ、税とかと一緒にこの放課後児童の利用料を口座で引き落としの手続を行うために、今まで銀行とか市役所に紙での申込書を出していたんですけども、ホームページにも記載しておりますQRコードを読み込めば、そのその利用料を銀行引き落としでできる手続がそれで完結するというものでございます。この登録の手数料が1件当たり200円かかるというところで、この件数が今年度結構出てきておりまして、それに基づいて8年度も30件から70件へ、40件の増ということで8,000円の増と考えております。このことによって口座振込の推進になるというふうに考えております。

それともう1件が、こちらのほうが12月議会のほうで債務負担行為の設定の議決を受けた分で、今現在無料のデータ伝送サービスで磁気媒体でのやり取りを行っておりますけど、この無料のデータ伝送サービスを金融機関が廃止ということが随時行われるというところで、それに基づいてデータの新たなデータ伝送サービスを利用するため、その利用料を新規で計上しているものでございます。

その初期手数料としては1万6,500円、基本料が1,100円掛ける12月で1万3,200円、金融機関の利用料として1,650円掛ける5行掛ける12月で9万9,000円、合計で12万8,700円となっております。この分が新規での増額ということになっております。

続きまして、業務委託料の増額でございます。こちらのほうにつきましては、放課後児童健全育成事業は委託事業で行っておりますけれども、これは基本的に補助基準額に基づいて単価等の設定を行っているものでございます。国の基準額、当然保育所の給付費と同様に、そこで働かれている支援員等の賃金の上昇分を見込み込まれて、国のほうで基準額も設定をされております。それに基づいて、こちらのほうで算定をした金額を予算の額といたしております。

特段、そのクラブ数や取組補助事業については大きく変わっておりませんが、そういった基準額の変更によるものでございます。

また、民営放課後児童クラブにつきましても、同様の国の基準に基づいて実施をしております。

先ほど申しましたように、各基準額のメニューごとに増額になっておりますので、こちらのほうも予算額としては増額となっております。

ちなみに、ちょっと毎年こういった形で6年度から7年度も1,600万円ほどの委託料で増額、補助金につきましても令和6年度から7年度で540万円ほどの増額というようなことになっております。

最後に備品購入費8万4,000円でございます。こちらのほうは老朽化によるクラブの備品の更新費として児童クラブ内で児童が学習などに使う座卓を2万1,000円の掛ける4卓分を計上しております。

ちなみに、8年度は大草野小学校クラブの開設備品として洗濯機や事務机を購入しておりました。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

諸上栄大議員。

**○7番（諸上栄大君）**

ありがとうございます。手数料が上がったのは口座引き落とし、利便性をかなり対応していただいているという状況で理解しました。

委託料の上がった分に関しては補助基準額の増ということで理解しておりますけれども、これ委託料の内訳ということで、いろいろ本業務とか、受入れ推進事業とか、いろんな推進事業とか、キャリアアップの改善交付金とか、こうありますけれども、割合的には本業務のほうで、ガツッと上がったっていうような理解でいいものなのか。若干、全体的に微増はしているんですけれども、そういうことで見ておりますけれども、ざっくりそういう理解でよろしいのか、そこをお尋ねします。

それとあと、実際、今ずっとされてらっしゃる中で、支援員さんの問題っていうのがよく耳にするとところがあるとです。実際、今支援委員さんとかは足りているのかどうか、そこをお尋ねします。

**○議長（田中政司君）**

子育て未来課長。

**○子育て未来課長（山口貴行君）**

お答えをいたします。

委託料の中での積算基礎ということでお尋ねだと思います。先ほど基準がありますけど、記載してますとおり、メニューが幾つかございます。

放課後児童健全育成事業費の本業務につきましてが一番大きく、そこで646万6,000円の増

額となっております。これはもともと基本額が30万4,000円上がって、1クラブ当たり、基本額が30万4,000円、開所日数加算が4万9,000円、長時間開所加算（長期休暇分）が5万1,000円、合計で40万4,000円。これに16クラブを掛けると646万円ぐらいということで、1クラブ当たりの単価がそれぞれ40万円上がってるというところですね。

それ以外につきましても、障害児受入れ事業が276万円、これ16クラブ分ですけど。また、放課後児童支援員等処遇改善事業が241万6,000円、障害児受入れ強化推進事業が103万8,000円、放課後児童クラブ育成支援体制強化事業が197万6,000円ということで、それぞれ1つのメニューで10万円から30万円ほど、それぞれ上がっているというところの、それに対してまた16クラブ分のちょっと掛けるというところで、合計で1,463万円ということになっております。

2番目の支援員のお話されているかというところでございますけども、ここがうちのほうは今業務委託をいたしております、ほかのところでも業務を行っている株式会社さんで、そこら辺については十分ノウハウを持っていらっしゃるというところでございますし、特段支援員が足りないのではというところはですね、今のところ私のほうでは聞いておりませんのでそこは事業者のほうで着実に支援員の確保をされているものと思っております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

これで2項までの質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

**午前11時47分 休憩**

**午後 1 時 再開**

**○議長（田中政司君）**

再開します。

それでは、休憩前に引き続き、議案質疑の議事を続けます。

議事に入ります前に、先ほどの諸上議員の議案質疑に対し、福祉課長より追加の答弁がありますので、これを許可いたします。

福祉課長。

**○福祉課長（馬郡裕美君）**

午前中の諸上議員の議案質疑の件で、追加の答弁が2件と訂正を1件させていただきます。

一般介護予防教室の減額の理由というところですが、令和7年度は同じ介護予防の補助金の枠組みの中、通いの場の補助金が1か所増える可能性があるため、増額をしておりました分が今回の減額となっております。

食の自立の支援の件数につきましては、令和7年度の平均配食数が月で484.7食、平均登録者数が月で85.3人、平均実利用者人数が月で44.3人となっております。

訂正の分ですけれども、成年後見人の報酬助成については、市長申立て分のみかというところですが、成年後見の報酬助成については、嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条において、裁判所から報酬付与の審判を受けた日において、生活保護を受給している者、裁判所から報酬付与の審判を受けた日において、資産・収入等が生活保護法第8条の規定により、算出する準保護基準月額の6月に満たない者、前項の規定にかかわらず、虐待等により市長が特に必要と認める場合は、成年後見等に対する報酬助成の対象とすることができるものとするとなっております。

そのため、市長申立ての有無にかかわらず、上記のものが報酬助成の対象となっております。

以上でございます。

**○議長（田中政司君）**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案質疑の議事を続けます。

歳出、3款、3項、生活保護費について質疑を行います。

質疑の通告があります。事項別明細書151ページからの1目、生活保護総務費について、発言を許可します。

まず、生活困窮者のための地域づくり事業について。諸上栄大議員。

**○7番（諸上栄大君）**

それでは、生活保護総務費の12節、委託料の生活困窮者支援等のための地域づくり事業、主要な説明書は44ページに記載されてますが、に関してお尋ねします。

委託料の計上がなされていますが、委託先の選定方法はどのように考えられているのか。もう具体的に決まったら、その事業所をお願いします。

あと、この事業内容に沿った事業を行っていく場合、受託事業者が補助金として交付することができるのかお伺いします。

**○議長（田中政司君）**

福祉課長。

**○福祉課長（馬郡裕美君）**

お答えいたします。受託候補者は公募型プロポーザル方式により選定することを予定しております。

また、委託先の選定に当たっては、嬉野市内に主たる事業所等を有する法人であり、法人設立または個人事業の開始から1年以上が経過し、同種業務を過去1年以内、適切に履行した実績を有する法人等を資格要件として、適切な事業実施が可能な委託先を選定したいと考えております。

あと受託事業者が補助金として交付を受けることができるかというところですが、受託事

業者が事業内容に沿った事業を行う民間事業者に補助金を交付することができるかという質問ですが、令和8年度は事業開始の初年度ですので、まずは事業内容に沿った事業を行う民間事業者の所在や活動内容や、運営の状況などを把握することから始めたいと考えております。

補助金の交付は、事業内容に沿った事業を行う民間事業者の所在や活動内容や運営の状況などを把握した上で、必要があれば検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

分かりました。ありがとうございます。委託先の選定方法はプロポーザルで行うということで、もう3月の10日、4月1日から事業開始の予定だと思いますけども、そのスケジュールに関してはどのように考えられているのか。

そこと、2番目の受託事業者が、また補助金交付として、また事業をしていく分に関しては、取りあえず1年間は、まずはその委託された事業に対して、してくれってということで、見ながら検討していくというようなことで理解しました。ありがとうございます。

そしたら、1点目にお尋ねしましたのは先ほど申しましたとおり、委託先選考のプロポーザル等のスケジュールについてお尋ねしますとともに、この事業内容に関して、この主要な説明書の2の事業内容に関してなんですけれども、5点ありますが、この5番目の地域の情報や課題に応じた民生委員の担い手確保対策ということで書いてありますが、この分に関して、ちょっといまいち分からなかったんで、そこの説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

スケジュールにつきましては議決後、速やかに公募を開始し、4月中にプレゼンテーション、審査を実施した上で結果を公表し、事業実施に進めていきたいと思っております。

説明書の5番の地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策っていうところの説明になりますが、今般、経済的困窮に加え、ひきこもり8050問題、ヤングケアラーなど複合的な課題を抱える世帯が増加しております。

そこで、昨年12月に民生委員の一斉改選がありました。民生委員は大変というイメージが非常にあり、半数以上が新任の委員となっている状況です。民生委員は地域で相談事を行政などの相談機関につないでいただくつなぎ役としての役目を持っていただいておりますが、受けた相談をどこにつなげばいいかなど、悩まれる場合も多いと聞いております。そのよう

な場合の相談に対応して、民生委員の負担軽減を図ることも目的の1つとしております。民生委員の定例会や行政区長会に、本事業の地域福祉支援員が参加し、地域の課題、実態把握をしたり、民生委員の困り事には同行訪問等をしたり、関係機関へつなぎの補助などを実施して、安心して活動ができる環境をつくっていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

分かりました。そこに民生委員さんの担い手確保対策が入ってくるということは理解できました。

今回、新規でこのような事業があつて、プロポーザルということでまた事業体も、委託先も選定されるわけなんですけれども、今まで大体こういうふうな内容の事業内容のことって、もうほとんど社会福祉協議会さんがほぼされてきたことで、新たに新規事業として乗っかってくるような形になると思います。プロポーザルでどこの事業者さんが受託されるのかはまだ分かりませんが、そうなった場合に、もともと社協さんとの連携等々とか、そういうところはどのように考えられているのかということと、もう一つ、これ先々のことを考えていけば、合同常任委員会でも説明がありましたように共生社会に向けた取組の一翼を担う事業だとは思いますが。

それに対して、もう一つあるのは重層的支援体制整備等々もこれに関わってくるだろうとは思いますが、最後にそのビジョンを踏まえた持っていく方というのは担当課として今の現状でどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

社会福祉協議会との連携ですが、社会福祉協議会以外の事業所がもしこの事業をなさったとしても、社会福祉協議会との連携はもちろん大事に、密接に関連して事業実施を行うものと考えます。

あと、重層的支援体制整備事業の生活分野における地域づくり事業に位置づけられているのがこの地域づくりの事業でありますので、分野横断的な地域づくりの推進にこの事業をもって進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、生活困窮者自立支援制度について質疑を行います。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、同じ生活保護総務費の12節、委託料に関して、生活困窮者自立支援制度に関してお尋ねします。主要な事業説明書は45ページに記載です。

まず1点目が、シェルター事業に63万円の計上がなされておりますが、この委託先についてお伺いします。

それと、また新たに今年度そのシェルター事業に取り組まれた理由に関してお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

このシェルター事業は令和7年度は一時支援事業という事業名で、今年度からシェルター事業という名称に変わっております。令和7年度は済昭園のほうに委託をしておりました。この事業は住居がない、もしくは住居を失うおそれのある生活困窮者に一定期間に限り、宿泊場所と食事の提供を行う事業であり、今年度行っている一時生活支援事業と同一の事業であります。

国庫補助金の名称変更に合わせて事業名を変更したものであります。

昨年度は4名、今年度1名との利用があり、今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

済昭園さんのほうに委託されるということですね。

一定期間ってということでありますけれども、その一定期間、どれくらいを一定期間と捉えられているのか、要は6か月までですよとか、あるいはもう決まれば出てよかですよというのも一定期間だろうし、一定期間のその考え方というのはどのように考えられているのか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

一定期間は大体、原則3か月となっております。

その間に自立支援の事業と連携して課題の評価・分析を行い、就職支援等を行って、就職につなげ、自立につなげるものとしております。

どうしても、その3か月の間に解決ができない場合は、1回の延長はできることになっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

このシェルター事業で、住居がない、もしくは住居を失うおそれのある方っていうことで、いわゆる住まいの確保ってような状況での事業の1つじゃないかなとは思いますが。そういう中で、昨日、補正予算の審議の中で市営住宅の解体予定のところに一時対応されたっていう事案が発生したわけですが、それにこういった方が該当するんじゃないかと思っただけですが、そういうのには該当されなかったものなのかということと、もう一つ、その一定期間を過ぎた方が、また自立して生活していかなければならない、この住まいの確保に関しては、昨日も私ちょっと申しましたように、要介護者の居住支援のほうの進め方、セーフティネットの住宅等々も踏まえた考え方も必要かなと思いますけれども、その考え方、進め方に関して、担当課としてはどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

この事業に関しては、生活困窮者という前提がありますので、昨日の補正のときに出ていた方が必ずしもこの事業に該当するかどうかというのは定かではありません。

住まいの確保というのは、とても今必要な事業だというふうに認識をしております。今住んでいるところが、アパートが取り壊されることにより、住まいを失うという事案もありますし、火災により住むところなくなったという事案もありますので、そういうときの受入れの体制っていうのを、仕組みづくりっていうのは重要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、過年度追加給付について。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、19節の扶助費、過年度追加給付についてお尋ねします。主要な事業説明書は47ページに記載です。

1人当たりの額及び人数等がどれくらいなのか。それと、追加給付までのスケジュールについて、2点お尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

国から示されている基準は、1世帯当たりおおむね10万円で、292世帯で予算計上をして

おります。

スケジュールにつきましては、年度当初に生活保護システムから必要データの出力ができるように改修を行い、国から提供された算定ツールでの算定、不足データの入力、精査を行ってから支給となりますので、8月以降の支給になると考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

分かりました。

次に、1回目の質問ですけど、いわゆる給付、給付方法に関してはどのように、プッシュ型なのか、そういったのはどのような形になるのかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

現在、嬉野市の生保を受給されている方につきましては、上乗せでプッシュ式で交付をしたいと思っております。生活保護の廃止者、その当時受給していた方の廃止者に対しては、申請が必要となっております。

死亡者につきましては対象外になっておりますので、廃止者につきましては、広報を行い、申請をしていただくように周知を行ってまいりたいと思っております。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで3項までの質疑を終わります。

次に3款、4項、災害救助費について質疑を行います。質疑の通告はありません。これで歳出、3款までの質疑を終わります。

次に4款、衛生費、1項、保健衛生費について質疑を行います。

質疑の通告があります。事項別明細書の156ページからの2目、健康増進費について、順次発言を許可いたします。太田政信議員。

確認ですけど、がん検診と健康増進分けて。（「いえ、一緒に大丈夫です」と呼ぶ者あり）

もう一緒に3回でいいですか。（「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○1番（太田政信君）

1項、2目、健康増進費委託費について質問いたします。

がん検診事業がありますが、がんは早期発見で財政、医療負担の軽減につながると思いますが、20代、30代は対象にならないのでしょうか。というのも、先月、自分も健康づくり健診

が、受けてくださいと来たんですけど、スマホで入力してました。そしたら、これまでがん検診は、大腸がん検診などを受けたことがありますかという項目に、いいえとしたら、何で受けなかったんですかと、忙しかったから、面倒だったからなどの項目があったんですけど、40代からしか受けられないから、受けなくていいんだろうと思ってたんですけど、こういうふうに聞かれたので、ぜひ20代、30代もしてほしいと思ったので質問しております。

それともう一つ、健康関連で、健康増進事業、委託費のところですね、健康診断、健康づくり健診を受けた人に、ぜひ健康づくりをしてもらって、おいしいものを食べてもらうために、うれしカードのポイントなどは付与できないのか、お聞きます。

以上です。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

お答えいたします。

がん検診の対象者の年齢のことについてですけれども、がんの罹患率であるとか、死亡率ですね、その推移を利益・不利益のバランスを考慮して、国が定めた指針により設定されております。

対象年齢の設定については、科学的根拠に基づいておりますので、死亡率を確実に下げられると証明される年齢になります。

普通の一般のがん検診、大腸がん、胃がんとかですね、そういうのは40歳以上、子宮がんのみが20歳以上となっております。

それと、質問項目についてですが、がん検診の受診率がなかなか上がらないというのが現状です。それで、皆さんが例えば職場で受けているのか、それとも本当に受けてないのかっていうのを私たちのほうでも、そういう状況を少しでも把握したくて、質問項目を今年から設けております。回答ありがとうございました。その受ける対象ではなかったっていうのがそこがちょっとどうなのかなっていうのをまたそこら辺、改良して確実なアンケートを取っていきたいと思います。

それで地域のやっぱりそういう実態、がん検診に対する実態がもう少し浮かび上がるのであれば、そこら辺の対策も考えていかなければならないかなと思っております。

それと、うれしカードの件ですが、今年うちの健康増進のほうでは、景気循環のためのうれしカードポイント事業は行っておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。多分、市役所のほうから、ここで受診できますよとは言えないと思うんですけども、どこで受けたらいいのか分からないので、受けたくてもですね。自分は大腸がん検診とか受けたいんですけど、どこがいいのかなっていうのがあったので、こうやって、やっぱり健康づくりしなさいっていうふうに言わないと健康づくりしない人たちが多いと思うので、ぜひ対象年齢も、よかったら下げてほしいっていうのと、もしよかったらこちら辺で受けれますよっていうのを20代、30代にも広報していただけたらうれしいです。

以上です。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

先ほども申しましたように年齢が設定されております。若い人もがん検診を受けたいというのであれば、健診という形では受けられないんですが、自費という形で医療機関で受けることは可能かと思われます。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

どの辺で受けれるとかっていう広報はできないんですかね。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

医療機関です。（「医療機関、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、諸上栄大議員。これは報償費、需用費ありますけど、一緒によろしいですか。

（「もう全部一括して」と呼ぶ者あり）

よかですね、マイレージ事業ということで。（「マイレージ事業ということでお尋ねします」と呼ぶ者あり）

○7番（諸上栄大君）

それでは、報償費、需用費、あと負担金補助及び交付金で、もう一括して健康マイレージ事業に関してお尋ねしますが、令和7年度当初にはその健康マイレージ事業が健康増進一般事業として計上されておりましたが、8年度当初において計上されていない理由をお伺いします。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（佐熊朋子君）**

お答えいたします。

先ほど古川議員のほうのときにもお答えさせていただきましたが、このマイレージ事業については、市民の自発的な健康づくりの取組を応援し、健康意識の向上を図ることを目的としてスタートしております。その数が最初は半数にも満たない状態でしたけれども、最近では増加し、定員を上回る状況が続いておりますので、その成果としては得られたということで、今回終了させていただいております。

ただ、先ほどの古川議員の答弁にもありましたように、やっぱり健康づくりをもっと推し進めていってほしいということですので、この内容を少し検討しながら、本当に健康づくりというところで、内容を検討して考えていかなければいけないとは思っております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

諸上栄大議員。

**○7番（諸上栄大君）**

この健康マイレージの事業に関しては、令和6年度決算の指摘事項において、文教福祉常任委員会のほうから上がってきたと思います。

抜本的な改革をすべきという結果が今回の予算計上に上がっていなかったっていうことが抜本的な改革だったのかなと思うところではございますけれども、先ほど答弁の中で同僚議員の中からもありましたように、健康づくりに関して、また検討していかなければならないという答弁がなされたかと思っておりますけれども、この件に関しても、令和7年度でしたか、文教福祉常任委員会、また議会でこれは承認いただきましたが、政策提言をさせていただきました。その件に関して、かなり細かいところの政策提言、提案もしておりますけれども、その件に関しては、課長どのような御見解、また事業展開できるような考え方もあるかなと我々は思って政策提言をさせていただきましたけれども、検討されたのか。その辺をお伺いします。

**○議長（田中政司君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（佐熊朋子君）**

お答えいたします。

政策提言いただきました。それで私たちもちよっとお話、自分たちの部内で話をされていて、やっぱり、もっと私たち自身が地域に出ていくべきじゃないかというふうに検討しております。

ですから、事業をもう少し整理して、私たち自身がもっと地域の方と触れ合って健康相談をもっとできるような場をつくっていかなければならないかなと思っております。

まだこれからちょっと内容は検討させていただきたいと思います。

以上です。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中政司君）**

事項別明細書の158ページからの3目、母子保健事業費について、順次発言を許可します。

まず、子ども・子育て支援事業について。諸上栄大議員。

**○7番（諸上栄大君）**

それでは、母子保健事業費の委託料についてお尋ねします。

子ども・子育て支援事業についてでございますが、主要な事業説明書は30ページに記載です。

産後ケアの159万9,000円について、令和7年度当初予算額19万8,000円より大幅に増額されてますが、その説明をお願いします。

それと、妊婦等包括相談、これが130万3,000円、これの委託先と内容についてお尋ねします。

**○議長（田中政司君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（佐熊朋子君）**

お答えします。

産後ケアについてですけれども、産後ケアは今まで助産師が産婦の方に訪問して専門的な支援とか相談を行うというものをしておりました。今年からは新たに、これにデイサービス型とショートステイ型というのを加えます。産後の疲れや育児不安のあるお母さん方へのケアと休養を目的としており、県内の医療機関へ委託をする予定です。このために約150万円ほどの増額になっております。

あと、妊産婦包括支援相談の委託先ですけれども、これは両親学級や妊婦さんを対象とした講座の開設になっております。委託先は特定非営利活動法人佐賀県放課後児童クラブです。

両親学級は、サーキット方式と言って、お一人お一人に助産師さんがついて、いろいろな赤ちゃんの沐浴の体験だとか、着替えの練習であるとか、あとお父さんへの妊婦の体験などを取り入れて、とても好評です。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

諸上栄大議員。

**○7番（諸上栄大君）**

そしたら、両親学級というのは残っているということですね。今回、その両親学級という文言が説明書の中に記載されていなかったもので、ちょっとお尋ねしましたけれども、この事業の妊婦等包括相談の中に入っているということで理解しました。ありがとうございます。

先ほど、産後ケアの分についての増額計上の分の説明を答弁いただきましたけれども、産後ケアのデイサービス、ショートステイ等の事業もされるということで、委託先は県内の医療機関ということですが、例えば県内の医療機関で、その中で市内の医療機関というのは何か所ぐらい想定されてますか。

それと、ごめんなさい。あと、いわゆるデイサービスとか、ショートステイということで、通常介護保険関係のイメージはちょっと強かと思いますが、レスパイト的な意味だとは思いますが。その分の利用の回数の制限とか、利用の日数の制限とか、その辺の具体的な説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

お答えいたします。

委託先の医療機関というのは、県内の産婦人科の医療機関になります。ですから、県内で、すみません、はっきりした件数は分からないんですが、県内で約15医療機関、それくらいだったと思います。嬉野市内ではありますかということですが、市内ではありません。

それとお一人の上限、利用回数の上限ということでお尋ねがありましたが、今回、ですから、今まであった訪問タイプとデイサービスとショートステイという3つのサービスになります。この3つのサービスをお一人の方が上限7回までということで決めさせていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

上限7回ですね。ということは、デイサービスは7回分かるとですが、ショートステイの場合は7回、7日間っていう考え方なのか。その辺ちょっと詳細をお願いしたいということと、すみません、その産婦人科は市内にないんですね。一番近くでどこなのかっていうこと。それと最後ですので、3回、最後お尋ねします。

この妊婦等包括支援事業というのは伴走型でされてます。伴走型支援ということで考えられております。そういう形で認識しておりますけれども、その伴走型ってところの支援をしていくに当たって、この事業のゴール設定ってというのはどのような形で考えられているのか。そこをお尋ねします。最後です。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

数の7回という、サービスの数の数え方ですけども、ショートステイは1泊で1回という考え方になります。

それと、一番近くの医療機関というところですけど、北方のほうになります。

それと、その伴走型のゴールはどこかというふうに御質問がありましたが、ちょっと難しい回答になりますが、やはりお母さんと子供を取り巻くお母さん、家族の方が穏やかに育児ができる環境が整うというのが一番大切なことではないでしょうか。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、古川英子議員。

○5番（古川英子君）

保健衛生費の母子保健衛生費、子ども・子育て支援事業のところでお尋ねいたします。

ここに数は出てるんですけど、この3つの、生後2か月のいる家庭の対象者、妊娠届出時の180名、出産後の170名という、この数の根拠を教えてください。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

お答えいたします。2か月児相談の数ですが、例年の状況から判断させていただいております。令和5年が156件、令和6年度が126件ですので、令和7年が若干母子手帳交付が増えているので、ここが増えるのではないかとという想定で150件と見込んでおります。

妊娠届出時の180件というところですが、これは大体令和5年が139件、令和6年度が138件、令和7年の12月で121件と令和7年度が増えておりますので、増えていることと、この妊娠届けのここの数は、流産・死産も含みますので、それを加算して180件と見込んでおります。

そして出産後の170名というのは、これは妊産婦の給付金の件ですが、死産・流産の方は大体普通の方は妊娠したときに、1回5万円の給付金、出産後にもう一回5万円の給付金というふうになりますが流産・死産の場合は、その報告があった時点で、出産後の分も含めて10万円をお支払いしますので、この分、出産後の分は10件を引いて170件とさせていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

古川英子議員。

○5番（古川英子君）

この生後2か月児のいる家庭の対象者っていうのは、何回も訪問ができるのかっていうことが1つと、妊娠届出時の180名は令和5年が139、6年が138、7年が121とお聞きしたんで

すけれど、間違いがないかっていうことと、出産後の170名は流産・死産合わせて10名分を入れて170件というふうに言われたんですけど、今聞いたことと、あと、今出生数が大体120ぐらいから考えると、どうしてもこの数っていうのが多いように思うんですけど、そこら辺の差はもう一回教えてください。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

2か月児の訪問に関しては、一旦訪問します、そしてあと必要があれば、何度でも訪問はさせていただいております。

それと件数の見込みの件ですが、間違いございません。

○議長（田中政司君）

間違いないですかということ、間違いないです、よかですね。古川英子議員。

○5番（古川英子君）

いやいや、120という実際の出生の数と比べれば、かなりの差があると思うんですけど、なぜここで180、170と選んだのか。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

申し訳ございません。出産の数とは違います。あくまでも母子手帳交付という妊娠届というのは、その後、転入・転出がありますので、やや多めに見積もっております。出生の数とはイコールになりません。

以上です。（「出産後の分は」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

議員さんお聞きの数は、妊産婦のための給付金の数をおっしゃってるんだと思いますが、先ほども申し上げたように、やや若干プラスを見込んでおります。今年はですね。令和8年度はですね。

それにやっぱり全くぎりぎりです予算を立てるものではありませんので、ある程度、少し余裕を持たせているということですね。

それと、妊婦のための給付金は令和7年度から流産・死産を含んでおります。ですから、母子手帳交付、出産のときの数とは、また出生とはまた全然違った数になってきますので数が増えてきます。

以上になります。

○議長（田中政司君）

古川英子議員。

○5番（古川英子君）

分かりました。分かったんですけど、その180名、170名、流産・死産が入ってて、転入があつてという割には、何か多いような気がするんですね。本当に毎年その分を、例えば120の出産の数から、ここで聞けばいいのかな。じゃあ、6年度に妊娠届出時に何名だったのかっていうのと、出産後に何名だったのかっていう数をお聞きすれば、この数というのは正当だと言えるのか。これが、ただこれだけだったら本当に現状の120からいろんな流産もあります、届出であつて、よそに行かれましたっていうことでも、もうそれだけの出入りが、60プラスぐらいの出入りが本当にあつてののかなっていう疑問が生じたので、この質問をしたんですけど、やはりそれだけの流産の数だったり、転出されたっていう数が多いんでしょうか。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

今、手元のデータで、令和7年度中の出生は146と、やっぱり若干ですね、令和6年度は少なかったんですが、少し令和7年度、また多分8年度も多くなるであろうという見込みで出してますので、その数が合わないではなくて、私たちは予算をつくるときには、プラスを入れますので、そこのところで数が増えているように見えるのかなと思います。（「もう終わりだから言えないんですけど、でも違うのをに入れてとか言っていないんですけどね」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、事項別明細書161ページからの4目、予防費について、発言を許可いたします。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

お尋ねします。

予算書の162ページで、説明書では32ページですね。

定期予防接種事業、合同常任委員のときに説明があつたかも分かりませんが、ちょっと再確認をいたします。

予防接種名、5項目めのその他参考となる事項に出っていますが、帯状疱疹の二通りありまして、生ワクチンと不活化ワクチンですね、単価の違い、それとこの不活化ワクチンのほうが件数、見込み件数が圧倒的に多い理由も含め、このちょっと詳細の説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

带状疱疹のことについてのお尋ねですね。お答えさせていただきます。

これは带状疱疹の発症を防ぐとともに、発症したときの重症化予防のために、重症化の予防であるとか、後遺症のリスクを減らすために予防接種を行っているものです。

生ワクチンの場合が1回接種の御本人さんの負担が2,500円となっております。不活化ワクチンの場合は、これは2回接種をしないとはいけません。1回の接種の負担が6,000円となっておりますので、2回接種すると御本人さんの御負担は1万2,000円ということになります。

この違いは何かというところですが、生ワクチンは有効性、有効性が一番違うんですが、生ワクチンの場合は、1年後が約60%の効果が残っている。5年後は約40%ということになります。不活化ワクチンのほうは大体5年後ぐらいでもまだ90%ぐらいの効果が残っているということで、今うちのほうで見ていると、不活化ワクチンの接種のほうが多いようです。

この生ワクチンと不活化ワクチンの違いになりますが、これは分かりやすく言うと、生ワクチンはその細菌とかウイルスをそのままちょっと薄めて、毒性を薄めて使っているというようなものです。

不活化ワクチンは分かりやすく言うと1回熱処理をしましたっていう感じですね。ですから、これは回数をこなすことによって、それなりの効果が出るので回数がやっぱり2回とか3回とかいうことになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

ありがとうございます。

それでは、いわゆる今説明いただいたように、この不活化ワクチンのほうが5年後も約90%ぐらいの効き目が持続するということですね。やはりそういう効率的な実情があるということ、それで多分、予防接種をなさる前にそういったことの説明があるだろうから、医療機関も含めてですね、この接種に関してはあくまでも接種を受ける本人さんが、そこでもうどちらを受けるという判断をなさるとのことですよね。その確認を。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

対象者の方には、一応資料をお配りして、そして先生と一緒に御相談して決められるということになっております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、事項別明細書164ページからの8目、環境衛生費について、発言を許可いたします。  
それでは、質疑を続けます。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは予算書は165ページになります。事業名は地域脱炭素事業で、その中の18節、負担金、補助及び交付金でございます。

その中の個人向け再エネ導入事業につきまして質問をさせていただきます。

主な事業の説明書は101ページでございます。

この事業の個人向け再エネ導入事業ということですが、合同常任委員会でも御説明をいただいていたけれども、すみません、ちょっと私のほうでもう一回聞きたいところがありましたので、確認のため、この事業の詳細な説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（森 尚広君）

お答えいたします。

個人向け再エネ導入事業につきましては、国の地域脱炭素推進交付金を活用し、個人向け太陽光発電設備及び蓄電池のセットでの導入に対し、補助を行うものでございます。

県内全域での脱炭素施策の底上げを目的としておりまして、県がSAGAゼロカーボン加速化事業として県内市町の実施意向を確認した上で、国の重点加速化事業に申請し、採択されたものでございます。

個人向けにつきましては、市町が申請窓口として実施するものでございます。

補助額及び上限額につきましては、太陽光発電設備が1キロワット当たり7万円で交付上限額が5キロワットで35万円、蓄電池設備が1キロワット／アワーで4.7万円で、上限額が10キロワット／アワーで47万円で、合計82万円のセットでの上限額となります。

令和8年度から5年間の実施期間となっております。既に実施している鹿島市を除く9市10町で計140件への個人向け補助になります。

各市町の割当て件数につきましては、国土交通省建築住宅統計情報から、住宅棟数割が当市においては1件、及び5件ずつの均等割によって、嬉野市は年間6件、5年間で30件の補助となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

詳細な御説明をいただきました。そしたら、この申請ですけれども、これは例えばですよ、

新築のみに該当するのか、それとも既設で使っていらっしゃる家庭においても、今はパネルだけなので、太陽光のセットでパネルを更新した上で蓄電池も導入される場合もあるかと思うんですけれども、そのようなケースで申請の対象になる、ならないというものがあるのでしょうか。

あと、嬉野市で割当てが年間6件ということでございましたけれども、これは先着順ということで、申請があった順にするということで、仮に令和8年度6件以上の申請があった場合、次年度以降に優先的に持ち越しになるという理解でよろしいのか、お願いいたします。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（森 尚広君）

お答えいたします。

まず1件目の御質問につきましては、太陽光発電設備・蓄電池の対象といたしましては、増設については対象となりません。新設もしくは取替えが対象となります。

次に、割り当てられた件数が6件ということでございまして、恐らく先着順ということで担当課としては決めておりますけれども、補正する予定ということは8年度においては現在のところ考えておりません。

5年間の事業となっておりますので、申請状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。県の場合は、多分事業者向けもあったかと思っておりますけれども、これはもう確実に事業者といっても、個人事業者とかもいらっしゃるかと思います。個人事業者で自宅にしてある場合とかもあると思うんですけど、例えば事業者向け、事業者が自宅を事業所として使っている場合も想定されるんですけれども、そのような場合、重複した申請はもうできない。あくまでも事業者は事業者で申請してください、個人さんは個人宅で申請してくださいというふうに、ちゃんと制度上分かる調査といいますか、二重申請がないような形にはなっているという理解でよろしいですかね。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（森 尚広君）

議員さんおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで、歳出4款、1項までの質疑を終わります。

次に、4款、2項、清掃費から5款、労働費までの質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出5款までの質疑を終わります。

次に6款、農林水産費、1項、農業費について質疑を行います。

質疑の通告があります。事項別明細書の178ページからの4目、茶業振興費について、発言を許可します。

まず、全国お茶まつり佐賀大会実行委員会について質疑を行います。大串友則議員。

○4番（大串友則君）

そしたら農業費、4目、茶業振興費の負担金補助及び交付金のところで、私、全国お茶まつり佐賀大会、嬉野市の実行委員会の225万円、主要な事業の説明書の90ページのところでちょっと質疑をさせていただきます。

まず1点目に、令和8年度に開催される本大会に向けて市実行委員会が担うこの負担金のところで、高品質茶生産支援とPR事業の具体的な事業内容をお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

市の実行委員会では、生産部会と販促PR部会を組織をしております。まず、茶生産に係る支援としては、全国茶品評会での上位入賞と日本一獲得を目的としまして、摘採直後の茶葉の鮮度を保つための保冷库のリースの費用や、嬉茶楽館での加工費用への支援と生産資材に係る支援を計画をしております。

もう一つの販促PR事業においては、市内の大きなイベント時でのPRと茶市の開催、あと市民を対象としたコンテストの実施と、お茶まつり関係者や観光客等を対象とした商店街、料飲店、旅館等との連携したお茶を使った商品の紹介やタペストリーの設置等、あと期間限定での——煎茶パックのプレゼントとティーツーリズムとの連携と、そのほか、東京でのPR等、地方を活用した広報等々ですね。あと大チャノキの指定100周年記念事業を計画をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4番（大串友則君）

今先ほど様々なPR事業をたくさん言われましたけども、逆に生産体制の支援事業等、今様々な言われたこのPR事業を果たしてこの225万円という金額の範囲内で全てできるのかど

うか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

当初予算では、ただいま骨格予算として計上しておりますので、今後、肉づけ予算で増額をしていく予定です。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4番（大串友則君）

そしたら3回目の質問で、この全国茶品評会の佐賀大会の大会終了後が、これがただの一過性のイベントに終わらず、ブランド力を維持させるために何か戦略を考えられているのかどうか、最後にお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

全国お茶まつりでは、全国の茶産地から多くの方が訪れまして、また観光客も年間200万人以上の方が訪れています。このような方々に、一人でも多く嬉野茶を味わっていただく大会として、また市民の皆様にとっても、お茶に関わる機会が多くなる1年となるように各事業を実施することで、消費拡大とブランド力の向上につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、全国お茶まつり佐賀大会について。古川英子議員。

○5番（古川英子君）

同じく、全国お茶まつり佐賀大会でお尋ねいたします。

この負担金っていうのをを出してもらってるんですけど、ここの県内で、全部じゃなくて結構ですけど、ほかの市町の負担金が幾らぐらいで、県はどのぐらいの負担か、分かったら教えてください。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

ほかの市町の負担金ということですが、嬉野市の次に茶栽培面積が多い唐津市で118万円、次に武雄市で77万2,000円と、その他6市町が負担しております。佐賀県の負担金は、全体の34%となります843万2,000円となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

古川英子議員。

○5番（古川英子君）

ありがとうございました。なかなか面積から言ったら嬉野がかなり出さなきゃいけないっていうのは分かってはいるんですけど、あと、今骨格予算と言われましたので、ここからあとどのくらいプラスで一般財源から出ていくのかなっていう、ちょっと不安はあるんですけど、今それを聞いても、どうにもできないので、この予算という額が、県がもっともっと出してくれるのを期待して質問を終わります。

○議長（田中政司君）

答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）

次に、茶生産振興事業について。大串友則議員。

○4番（大串友則君）

それでは、予算書180ページの茶生産振興事業ですね、210万7,000円、主要な事業の説明書が91ページです。

農道整備や優良品種導入などの事業を集約された背景と、前年比での予算が減少している中で、生産力向上や輸出促進への影響をどのように捉えられているのかお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

令和7年度まで、この6つの事業をそれぞれ分けて予算を計上しておりましたが、年によっては申請件数に偏りがあることから、一方では予算が余りまして、一方では予算の上限額に達してしまうということで、次年度まで待っていただくなど、申請者の意向に添えないことがございました。それを解消するために事業を集約をしております。

また、令和8年度においては骨格予算であるため、当初予算は半額を計上しておりまして、補正予算での肉づけを計画をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、茶園管理業務について質疑を行います。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

予算書、同じく179ページです。12節、委託料でございます。茶園管理業務です。すみません。これ私の勘違いといいますか、認識違いで失礼しました。昨年、令和7年度で改植を行った分がありましたので、その分ということで確認できましたので、こちらは取り下げさせていただきます。

○議長（田中政司君）

取下げですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、うれしの茶交流館費について質疑を行います。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは同じく179ページでございます。12節、委託料、うれしの茶交流館指定管理料でございます。主な事業の説明書は93ページでございます。すみません、通告書で私99と書いてました。訂正させてください。

まず1点目ですけれども、積算根拠を伺うということで、指定管理料の積算根拠をお尋ねしたいと思います。資料請求で詳細な資料も頂きましたが、一応、積算根拠ということで、まずお願いいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

令和7年度の指定管理委託料3,478万3,000円に、令和7年度の6月補正をさせていただきました誘客促進業務の415万1,000円の合計に人事院勧告ベースの人件費3%増の76万4,000円を加えました3,969万8,000円を計上をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

そしたら、この指定管理料の積算資料の中から、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。この委託料についてですね。

まず、昨年度のこの当初予算の比較して、収入についてですけれども、令和7年度と同額の638万円ということで計上されております。これは令和8年度も固定といいますか、同額です。

この中で、また収入で販売手数料と自主事業ということで、この2つの項目を一まとめにされて430万円ということで積算されております。

この自主事業による、販売手数料と自主事業で430万円とありますが、自主事業による収入は実際幾らなのか、幾ら見込まれているのかお尋ねしたいと思います。

指定管理の事業者が自主事業による収入を増やす取組も併せて御説明をお願いいたします。  
まず1点です。

2点目に委託料の集客促進業務、こちらは令和7年度にも行っている事業だということで理解しております。その中で来館者数、体験料収入、販売手数料、自主事業等による収入増があるというふうに令和8年度も考えられますが、令和8年度の収入は先ほど申し上げましたとおり、令和7年度と同様638万円でございます。

この集客促進業務に係る費用につきましては費用負担が見合っていないのではないかと、令和8年度については費用負担が見合っていないのではないかとちょっと思いましたけれども、見解をお尋ねします。

3点目です。委託料の今回新たにホームページ予約システム作成とスマートレジ導入という予算がございます。この中で152万4,000円についてですが、チャオシルは昨年度の予算でホームページを作成されてあります。81万5,000円です。予約システムも昨年度計上されてありまして、20万5,000円が委託料としてございまして、既に体験の予約サイトもホームページ上にはあります。今回作成しなければならないシステムというものが何か、どういった違いがあるのか、何なのか。この詳細な説明をお願いいたします。

4点目です。この中の152万4,000円の中に、このスマートレジということで、新たに書かれておりますが、スマートレジ、世間一般的に調べてみると、大体周辺機器の相場というのが10万円から30万円程度、ソフトウェアの利用料、サポートも含めると、高くても総額50万円から70万円だと考えられますが、この詳細な説明をお願いいたします。恐らく、この152万4,000円にはホームページのドメイン手数料の14万4,000円と、ホームページの管理の36万円、計50万4,000円が含まれていると思いますので、差額が約100万円あると思いますが、その100万円の中で、このスマートレジの導入をされる、あとホームページの予約システムも何か新しくされるということの理解でいいのか、そこも含めてお願いいたします。

あと最後にですけれども、日本茶インストラクターの資格取得3名とありますが、新たに取得される理由をお尋ねいたします。

**○議長（田中政司君）**

茶業振興課長。

**○茶業振興課長（岩吉栄治君）**

お答えをいたします。

まず初めの自主事業での収入が幾らかということでございますけれども、今年度の実績値と、今後の収入予定を見込みますと、約二百五、六十万円になるかと思っております。

どういった自主事業での取組をするのかという御質問ですが、今年度におきましては、エコバッグ等の茶染め体験や、限定の紅茶の販売等を行っておりますので、それと、あと喫茶のサービス料等での収入が主な収入になっておりますので、そこら辺の好評度を勘案しま

して、また検討して、来年度行っていきたいと思っております。

あと、集客促進業務が見合っていないのではないかと御質問ですね。今年度、6月補正をしていただいた後、毎月、月ごとのイベントをずっとやっております。売上自体は20%増となっております。

入館者数についても、1月現在で8%増と、来館者数については昨年度より多く来ていただいて、収入も上がっておりますので、効果はあっていると認識をしております。

それから、ホームページの80万円の費用はどういったことをされるのかという御質問だったと思いますけども、取りあえずホームページの更新というか、また見やすいように更新をする等々の費用にまず充てたいと思っております。

それからスマートレジの費用ですけども、さっき言われたように100万円まではかからないと思いますけども、その範囲内で行っていきたいと思っております。

日本茶インストラクターを入れる効果というか……（「新たに3名取得される理由です」と呼ぶ者あり）

理由ですね。新しく入れる理由ですけども、来館者の方に幅広く嬉野茶をおいしく飲んでいただけるようにインストラクターの方を採用したいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。自主事業が大体250万円から260万円だということで、売上げが20%増えているということで、先ほど御説明いただいておりますが、その売上げが20%増えた分は令和8年度の収入には反映はされていないんじゃないんでしょうか。反映されていないように、ちょっと思うんですけども、令和7年度と同じ収入の見込みであればですよ、これは適切にその反映をされたのか、されていないのか、お尋ねしたいと思います。

それと、先ほどホームページの更新費用に充てたいということでした。今年度、令和7年度の予算でホームページを作成して、予約システムもあると思います。何で1年もしないうちに、ホームページの更新が必要なのか、予約システムの再構築が必要なのか。ちょっと理解できませんので、理解できるような御説明をいただけないでしょうか。実際にホームページ見て予約をシステムでしようと思ったら、別に問題なく、見やすいホームページでできるような感じが私はしておりますので、よろしくお願いします。

あと委託料で、スマートレジの導入ですけども、そこまでは、100万円かからないということでした。これ委託料なので、全て精算したものは指定管理の事業者の委託料として入るので返還はされないですよ、そういう理解でよろしいですよ。であれば、ちょっと100万円もかからないという御説明だったので、少し上振れを多く見られているのではないかと

というふうに感じますが、そこもどのようにお考えなのか。よろしくお願いいたします。

あと、もう既に昨年もインストラクターは3名いらっしゃるとは思います。費用がありましたので。今現在チャオシルが館長1名と副館長1名で従業員の方6名、あとパートが1名いらっしゃいますが、このインストラクターさんですね、最終的にはチャオシルで勤務されている方皆さんが取るということで、3名ずつ毎年計画をしているのか、その説明もお願いいたします。

あとは、そうですね。ちょっと正直言うと、自主事業で250万円ぐらいということで、2割アップはあるというお話だったんですけども、指定管理の取組として不十分ではないかと。もう少し何か民間ノウハウを生かした茶染め体験ですとかは、エコバッグはもちろん、そういう品目を増やしてやられているというのは評価はできると思いますが、従来ある手染め体験の品目を増やしたりとかだと思います。この指定管理の事業者の効果としてですよ、昨年は説明のときに見えない経費の効果もあるということで指定管理料のお話ありましたが、その経費の考えはせずにですよ、この自主事業による収入の増の取組を今後どのように考えていらっしゃるのかもお願いいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

まず自主事業の収入は、この収入に反映していないのかという御質問ですけども、これ反映しておりません。ちょっと年度途中の実績値で、ちょっと今後の見込みまで反映していない状況です。

それから、ホームページの更新のリニューアルの御質問ですけども、ちょっとこの件についても、ちょっと指定管理者と再度検討をしたいと思っております。

あと、その次のスマレジの100万円の分も、ちょっとすみません、詳細の部分、また指定管理者と検討をしていきたいと思っております。

あと、インストラクターの分も、ちょっと辞める方もいらっしゃるかもしれませんが、その分の交代となるかもしれませんが、ちょっとこの分も予定ということで見込んでおるところです。

自主事業収入の取組の考え方ですね。どうやって取り込んでいくかという御質問ですか。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

そうですね、今茶染め体験とかはもう既にある、従来、チャオシルでやられている事業じゃないですか。体験収入として。その中にエコバッグという品種も新たに入れられて、そ

れを自主事業としてされていたり、喫茶の販売っていうのも、サービス料っていうか、あるんですけど、もうちょっとやはりこの250万円ぐらいの自主事業の収入をやっぱり上げていただくことで指定管理、あと民間のノウハウっていうところの効果が出てくると思うんですよ。そこを自主事業の収入増の取組を市としてはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

そうですね、お答えいたします。

自主事業についての取組ですけども、ちょっと今年度については、先ほど申した分ぐらいしか、ちょっと取り組めていませんので、ちょっともう今後、メニューといいますか、取組の幅を広げまして、またちょっと収入増につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

自主事業についてのお尋ねということだと思いますけれども、うちのほうが集客業務というのは別途発注をいたしております。それにプラスアルファで自主事業を展開していただくことによって、より一層のにぎわいを出していく。それもまた売上げにつなげていくというのは非常に大事なことだというふうには認識はいたしております。

ただ、どうしても自主事業でございますので、受けられた方々のアイデアをしっかりとお伝え願って、一緒に茶業振興課と一緒に育って上げていくべきものというふうにも思っておりますし、また駅前の方くさんあたりは、毎週毎週いろんなイベント等も自主的にやっております。そういったところとしっかり連携をしていただくとことで、新たな自主事業の展開という点につきましては、しっかり協議をしてみたいというふうに思っております。

ただ、私どもいろんなところで指定管理を行っておりますけれども、やっぱり自主事業がメインになる施設、そうではない施設、あろうかというふうには思っておりますので、そういった、できるだけ自主事業等についてもしっかりといろんな施設で行っていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、古川英子議員。

○5番（古川英子君）

水山議員の質問でたまかは分かったんですけど、昨年どうしても民間のノウハウを生か

しというような言葉で始まってまして、そのノウハウとは何なのかというのをこの1年間すごく見てきたつもりです。

実際に行きまして、行って職員の方一人一人はすごく丁寧で、いろんなことを話しながら楽しくそのときを過ごせる、そういう職員がいるというところはすばらしいと思うんですけど、それがどうしてもその集客に結びついていない。

先ほどまるくの話がされたんですけど、まるくはあれだけ頑張っているいろんなことで集客をしていただいているんですけど、地理的なものなのでそこには集まらないよとかそういうものなのか、それとももう指定管理者のやっぱり努力がもっともっと足りないのかという思いがありましたので、これを今回質問をさせていただいたんですけど、もうできなければできないというふうな形にしてもらったらいんですけど、その動きを見せていただきたいなと思って質問いたしました。

○議長（田中政司君）

①ですね、広報、誘客などあまり見えないが、指定管理の運営どのようにされているのかという質問でよろしいですね。

○5番（古川英子君）

運営はもう先ほどの水山議員の話である程度分かったんですけど、そういうふうな何と言うのかな、目に見えるようにしていただけるのかどうかということですね、今年度これだけの予算を入れて。また前の年と同じですでは、管理の運営に関してちょっと何か納得できないかなと思って質問をしました。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

目に見えるようなイベントというか、事業をしていただけるかという質問ですけども、今年度7年度についても毎月館内外で6、7月は七夕イベント、8月は納涼のイベント等々しておりまして、またずっと毎月イベントを行っております。また3月には大茶市を開催して集客を図って、また収入増につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

古川英子議員。

○5番（古川英子君）

ありがとうございました。いろんなイベントをしていただいているということですけど、イベントの集客ということを考えて、もっとPRも全てのことも努力を一生懸命やってできるだけ集客をしていただけるように頑張っていただけたらいいかなと思いますので、これに関

して返答をいただくつもりはありませんけど、頑張って集客していただきたいなと思います。

○議長（田中政司君）

答弁はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）（「議長」と呼ぶ者あり）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

私のほうからちょっと補足というか、御説明させていただきます。

以前から私ずっと言うておりますけれども、チャオシルは集客の施設というよりは茶の文化を発信する情報発信基地だというふうに私は位置づけております。

したがって、議員も御存じかと思いますが、今指定管理者のほうは指定管理者が変わってから、毎日いろんなイベントあるいは茶摘みをされた方のインスタグラムと一緒に写真を撮って発信をしっかりとさせていただいておりますし、そういったことでいろんな意味では変わってきたなというふうに私認識をしておりますので、今後もそういった取組をぜひ多くしながら、しっかりと情報発信しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、うれしの茶PR活動推進事業について質疑を行います。

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、予算書の180ページでございます。

うれしの茶PR活動推進事業でございます。

事業の説明書は92ページでございます。

まず1点目にお伺いしたいのが、ターゲットを宮城・大阪・広島・佐賀県内にしている理由をお尋ねいたします。

2点目ですけれども、令和8年度は全国お茶まつりが佐賀県で開催されますが、どのタイミングで、うれしの茶PR活動推進事業はされるのか、2点御質問いたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

PRについては、これまであまり実施をしてこなかった北海道や東北地方のほうでもPRできる場所を検討してきました。

また、これまでのPR事業の中で、プロスポーツの事業でのPRが非常によいことなどから、プロスポーツの施設に相談をした中で、楽天イーグルスの本拠地である宮城県で実施されている自治体向けPR事業が目的と合致をしていると判断をしまして、宮城県で行うこ

ととしております。

以上です。

すみません。もう一点です。

お茶まっりのどのタイミングで実施をされるのかという御質問ですけれども、PR事業については、まず大阪が4月に行いまして、広島が5月と7月、宮城県は7月末に全国お茶まっりのPRを兼ねて実施をする予定となっております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

水山洋輔議員。

**○3番（水山洋輔君）**

宮城県が今回新たに入った理由は、北海道とか東北とか今まで行けてなかったところを入れるため検討されて合致したということで承知しました。

大阪、広島はこれまでと一緒のようなターゲットといいますか、開催地は開催する場所、プロスポーツとさっき言われてましたけれども、これまでは広島はカープ関係だったと思いますが、大阪は梅田駅でしたかね、だったと思いますが、そこは変わらずという認識でよろしいでしょうか。

それをまず1点と、お茶まっりは8月からでしたかね、ちょっとそこの確認で、7月末まで宮城県動かれるということで、あと4月とか5月は結構お茶のシーズンも始まっているかと思うんですけれども、この事業は市と農協と茶商さんと茶農家さんといろんな方が行かれてPRをされてきた事業だと認識していますが、そういったところでの皆さん忙しい中、4月、5月特に忙しい中行かれるということですのでけれども、PR体制はしっかりとできているんでしょうかというのが2点目です。

若干新しいところも行かれるということで安心はしたんですけれども、イベント出展の単発事業になってないかという懸念も少しあります。今年は全国お茶まっりに向けたPRを兼ねてるということで十分大義がある、意味がある事業だと思いますが、ちょっとそこを見解をお尋ねします。

それとこのイベント出展時には、しっかりとした商談もされているのか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（田中政司君）**

茶業振興課長。

**○茶業振興課長（岩吉栄治君）**

お答えいたします。

まず、PRの大阪と広島の場合ですけれども、どちらとも昨年度と変わらず大阪が梅田駅の大阪みちる旅マルシェになっておりまして、広島が広島東洋カープの試合でのPRになりま

す。

それから、PRの体制で支障はないのかという御質問でしたけれども、4月の時期は生産者の方が茶時期で御多忙ですので、そこら辺は生産者の方と茶商の方も御多忙ですので、そこはちょっともう御無理は言わないで、ちょっとそこを除いた状態でPRをしていこうかと思っております。

それから、PR事業の検証ですけども、全てにアンケートを取れるということはちょっと厳しいかと思えますけども、できるだけ何らかのスマホのツールであつたりを活用できたら、購買層とかそこら辺を検証できたらと思っております。（「商談等は」と呼ぶ者あり）

商談等をしているかということですけども、これも全てにおいてはできておりませんが、仲介業者さんが入っている場合は検証等はできております。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

承知しました。しっかりと事業もこれも続いている事業ですので、やっていただきたいと思います。

ちなみに令和8年度は今のところ予算が100万円という計上ですけれども、これは先ほどから出てますけれども、骨格予算という認識でよろしいのでしょうか。令和7年度は200万で東京・大阪・広島県内やられてると思うんですけれども、同額ぐらいの費用がかかるのではないかなと思われませんが、予算について半額となっておりますが、その説明を最後をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

令和8年度の当初予算は骨格予算でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

さきの答弁で分かりましたので取り下げます。

○議長（田中政司君）

これで歳出6款1項までの質疑を終わります。

次に、6款2項、林業費及び3項、水産業費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出6款までの質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで14時40分まで休憩いたします。

午後 2 時29分 休憩

午後 2 時40分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

議案質疑の議事を続けます。

7 款．商工費、1 項．商工費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

事項別明細書の192ページからの 2 目．商工振興費について発言を許可します。

まず、肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会について、大串友則議員。

○4 番（大串友則君）

商工振興費の18節の肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会と塩田夏まつり開催事業がそれぞれ科目存置になっている理由をお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず、肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会の科目存置の理由についてですが、市長選挙に伴う骨格予算を計上するに当たり、政策的なものと判断したためでございます。

科目存置で1,000円を計上しているのは、6月補正予算において肉づけを計上する予定ではありますが、その金額については市で熟考したいと考えております。

協議会の事業も令和8年度当初から実施する予定ではございますけれども、繰越金等の財源があるために、6月補正後でも事業実施に支障はないと考えております。

続きまして、塩田夏まつりの開催事業につきましの科目存置の理由につきましては、こちらも同様に市長選挙に伴う骨格予算を計上するに当たり、政策的なものと判断したためでございます。同様に6月補正予算において肉づけを計上する予定でございまして、その金額についても例年どおりとするか、変更するかは今後検討とはなりますけれども、本事業においても、補助申請状況から例年の申請状況から6月補正予算成立後でも事業実施には影響はないものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4 番（大串友則君）

塩田夏まつりの開催事業については分かりました。

上の肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会というのは、これたしか県の助成金があった中で嬉野の負担金が多分発生されていたかと思うんですけども、これあくまでも県の助成金がなくなったわけではなくて、あくまでも骨格予算で後の補正で肉づけをされるという認識で間違いないか、最後をお願いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

新年度におきましては、市のほうに移った形で事務局が変わるような形になっております。以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○４番（大串友則君）

それではもう県の助成金は、この産地再生チャレンジ推進協議会には行かなくなったという認識で間違いないですか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

県のほうが３年で終了というふうな形で認識しております。以上です。

○議長（田中政司君）

次に、まつり振興事業について、水山洋輔議員。

○３番（水山洋輔君）

それでは私のほうからは、まつり振興事業につきましてお尋ねいたします。

同様に私も科目存置の理由を伺うということでお聞きしてます。先ほどの答弁を聞くと市長選挙執行のためということでしたけれども、その理解でいいのか、まず御答弁をお願いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

まつり振興事業につきましても、先ほどお話ししました内容で同様ということで認識していただいて結構でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

まつり振興ということで、そしたら事業自体は実施の方向だとは思いますが、現状補助交付団体、まつり振興事業4つぐらい事業があったかと思うんですが、そういったところとの予算についての協議とかは行われていらっしゃるでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

基本的に6月補正で問題ないということでの認識での予算措置となっております。

以上です。（「分かりました、じゃあ結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、商店街活性化対策事業について質疑を行います。古川英子議員。

○5番（古川英子君）

商店街活性化対策事業でお尋ねいたします。

300万円というところで、昨年7年度の土曜夜市等とか盛会だったんですけど、何かこれだけ盛会にいろんな人が嬉野町を訪れてくれる、こんなに人がいるんだと思うぐらい元気な夜市だったんですけど、関係者の方に聞くと、この夜市はもう1回が限界ですというふうな、体力なのか、それとも金銭面の問題なのか分からなかったんですけど、何か今後もう少し活性化するために回数を増やすとか、そのための何か方策というのはなかったのかなと思って、これをそのまま一任するだけか、何かそこら辺の助言じゃないですけど、そういうふうな工夫はできなかったのかなということでお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず、議員がおっしゃいますように土曜夜市に関しては、最近ではコロナ前よりも多くの客でにぎわいを見せているように感じるところでございます。

開催について年1回が限度ということについては、恐らく労力の問題が大きいのではないかなというふうに考えております。

イベントを実施するに当たって事前の打合せや準備、片づけなど時間や労力が必要となります。まして土曜夜市のように日にちをまたぐようなものについては、準備、片づけはそれぞれの開催日ごとに必要になりますので、1人で商売をされている店舗の方についてとかは自分の店を閉めて参加しなければならない方もいらっしゃるのではないかと思います。

商店街の皆様にもそれぞれ自分たちの商売がございますので、高齢化や後継者などの観点から労力が不足しているのではないかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

古川英子議員。

○5番（古川英子君）

ありがとうございました。

確かにそういう現状というのは分かるんですけど、若い次の世代を担う方という後継者がやっぱりいないのかなという思いと同時に、高校生とか、いろんな思いを持ってる高校生とかいらっしやいますので、何かボランティアとかそういうのに呼びかけをしていただいて、少しでも人が集まるにぎやかな嬉野町ということをしていただければと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

土曜夜市の当日には、市の担当職員もお手伝いをさせていただいております。また、議員の皆様の中にもお手伝いをいただいている方もいらっしゃるかと思います。

ただ、イベントの実施につきましては、その主催者が主体的にするべきものだと考えております。行政を含め、周りから促されて実施するイベントはなかなか長続きがしないものと考えておりまして、現在主体的に実施されている商店街組合の皆様が可能な範囲で実施されている現在の土曜夜市の在り方を尊重したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

古川英子議員。

○5番（古川英子君）

ありがとうございます。

主体的にされているので、いかにそこをサポートするのかということを今さっき話したつもりなんですけれど、主体的プラスのサポートがどこまで行くかで、やはり負担を少しでも軽減できればなという思いの中で今回この質問をいたしました。

返答は結構です。

○議長（田中政司君）

次に、地域商業活性化支援事業について質疑を行います。古川英子議員。

○5番（古川英子君）

地域活性化、なかなかいい言葉なんですけど、なかなか進まない現状ということで、塩田津の中は少しずつ商店が増えてるんですけど、嬉野の商店街の中の現状は、なかなか変わっていかないのかなという思いがありましたので、ここで何かいろんな空き店舗等で貸してい

ただけないとか、そういう若い人がどんどん店を出すとかいうそういうふうな傾向はなかったのかどうかを教えてください。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

本事業につきましては、県補助の財源もあるため、毎年度予算化しております。

直近の実績では、令和5年度になりますけども、この店舗は嬉野温泉商店街の旧旅館を改装してカフェを営業されております。嬉野市への観光客もコロナ後順調に伸びてきており、特に休日等になると日中の飲食の場が不足がちになっていましたが、この店舗ができたことで、少しではあるものの、その解消になっているものと思っております。

このカフェは本通りからシーボルトの湯に向かう道路沿いに立地していることから、シーボルトの湯や温泉公園などへの回遊性も生まれているものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

古川英子議員。

○5番（古川英子君）

ありがとうございます。

その場所は分かるんですけど、あとやっぱり商店街の中というところが、何もされてない店舗とかも、そこの方が個人的にお花を置いたりいろんなことで寂れたように見せないように努力はしていただいているんですけど、これだけの嬉野町というところの中で、お茶を飲めるところ、コーヒーを飲めるところというのがもう少し増えてもいいのかなとは思いますが、それがなかなか増えていかない。ここ何年、5年、5年の後、5、6、7年となってますけど増えていかない。何かがあれば増えていくのかなという思いで質問いたしましたけれど、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

一般質問になるよ、それは。予算で。（「分かりました、そしたら大丈夫です」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、うれしか一ど推進事業について質疑を行います。古川英子議員。

○5番（古川英子君）

申し訳ありません。自分でどこを今言ってるのか分からなくなっていました。

うれしか一ど推進事業ということで上げられてますけれど、さらにうれしか一どを促進するメリットは何でしょうか。

経済活性化を図るに当たり、うれしか一どがどのように作用しているのか、将来的な市民

カードとはどのようなことを言われているのか、お尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず、さらに促進するメリットは何かということでございますけども、現在本年1月の補正予算で議決いただいた経済活性化事業を実施しているところでございますが、おおむね8割の市民の方がカードを所持しているような状況でございます。2月から開設した事務局において子供の分を新たに作りに来られることもしばしば見られました。

次の質問への回答にも重なりますけども、市としましては、より多くの方に取得していただきまして、これまでのように国の交付金事業でのポイントの取得はもちろん、スポーツサポーター活動など他部署と連携したポイントの付与の推進を進め、それを市内の加盟店で消費してもらうことで経済を循環していきたいというふうに考えておりますので、今後も推進はしていきたいというふうに考えております。

続きまして、2番目の経済活性化を図るに当たり、うれしかーどがどのように作用しているかという御質問の件ですけども、経済活性化の事業のような国の交付金を活用した事業では、国からの財源をうれしかーどポイントで交付することによりまして、現金と異なり、市内の店舗にのみ還元できる仕組みとなっていることから、市内経済の循環になっているものでございます。

また、これまで市内加盟店での買物をしたことがなかった方がうれしかーどを取得することにより加盟店に出向き、場合によってはリピーターになっていただければ、さらなる経済循環につながるのではないかと考えているところでございます。

3番目の将来的な市民カードとはどのようなことを言われているのかということですが、過去の議会でも答弁したことはあるかと存じますが、例えばボランティア活動や図書館での本の貸出し等うれしかーどポイントを様々な場面で交付できる仕組みをつくることで、そのポイントを市内加盟店への還元へつなげ、市内経済が循環すればいいというふうに考えております。

取得率をさらに伸ばし、ふだんから市民がうれしかーどを使用する環境をつくることで市民カードと呼ばれるものにしたいというふうに考えております。

そのためには市民への周知、加盟店の充実、事務局の常設などの課題等もありますけども、今後検討を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

古川英子議員。

**○5番（古川英子君）**

今までいろんなところで、このうれしか一ど、今までも何回か、今回でなくても皆さん議員の方が質問されてきたんですけれど、特段何て変わったことがない御返事だったのかなと思います。

加盟店が増えないという現状はどうしてなのかということと、やはりそこら辺で何かメリットというものが加盟店のほうになれば、やっぱりこれは増えていかないというところがやっぱりあるのかなと。これをもっと活性化させるために、今までと違った取組をしていただければ、加盟店が増えればおのずとそこに行く方も出てくるので増えていくのかなと思いますので、加盟店増加に対してどういうふうなことをされていくのかなということをお聞きしたいんですけれど、それは書いてないからまた一般質問と言われるのかなと思いますけれど、でも加盟店をやっぱり増やさない限りは変わらないのかなと思いますので、どういうふうにして増やしていくのか、お尋ねいたします。

**○議長（田中政司君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（志田文彦君）**

加盟店の増加は確かに私どもも課題というふうには考えております。

実際この前の店舗数については、また2件ほどちょっと減少しているような状況ではあります。やはり原因を見てみますと、高齢化等でもう店を辞めるとか、そういったケースが多いように感じております。

実際、今加盟店に入られない方というのは、ちょっとカードを取り扱うときに対しての料金の精算時の煩わしさとかそういったところが苦になられているのかなというところも感じるところではございますけども、このカードを利用して市内の経済活性化につなげるというようなところを極力お話しして加盟店の増加に努めてまいればというふうには考えております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中政司君）**

次に、事項別明細書193ページからの4目．観光費について順次発言を許可いたします。

まず、国際戦略について、大串友則議員。

**○4番（大串友則君）**

4目．観光費の8節の旅費から13節．使用料及び賃借料、一括で質問いたします。

この国際戦略事業、国際戦略で一くくりにしたら多岐にわたるかと思いますけども、具体的にどのようなことを考えられているのか、お伺いいたします。

**○議長（田中政司君）**

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

現在、訪日外国人誘客活動を中心に事業を実施しているところでございます。韓国に対しては現在民間事業者の方でも積極的に誘客活動に取り組んでいただいているところで、市役所としては市で整備したオルレ等を中心に誘客を行っていきたいというふうに考えております。

また、台湾に対しても、昨年2つの都市と連携協定を締結しましたし、嬉野温泉観光協会が長年参加しているイベント等もあります。これらの活動を継続発展させていきたいというふうに考えております。

最近、シンガポールのほうからの訪日外国人の方も増えているというふうに聞いております。令和8年度は県の観光連盟と連携してシンガポールへの誘客活動にも取り組みたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4番（大串友則君）

それでは、この事業もうどこかの事業者に委託をするとかではなくて、これはもうあくまでも市の職員さんたちでしっかり汗をかいてインバウンド客を獲得に向けた動きをこれから先していくという認識で間違いないですか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

実際いろんなパターンがあるかと思いますが、イベント等に参加したりとか、商談に参加したりとか、それは当然市の職員と観光協会のインバウンドチームとか、そういった形の方と連携しながら、県と連携しながら、商談等PR、イベント活動とかに参加するような形で考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、閑散期対策事業について質疑を行います。大串友則議員。

○4番（大串友則君）

次、12節の委託料、閑散期対策事業550万円、主要な事業の説明書73ページですね。

まず1点目に、あえて市民を対象とした宿泊キャンペーンを実施する狙いと、それが観光客誘客にどう波及していくのか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

本事業は現在観光商工課で進行している嬉野市観光戦略事業の1つになります。

事業の目的は、かさ上げ入湯税を活用して宿泊費を助成することにより、嬉野市民の嬉野市内の宿泊を喚起し、嬉野市民に地元がすてきな観光地であることを再発見してもらい、嬉野市への愛着度及び周辺他者への観光推奨度を高めることを目的としております。そして宿泊客が伸び悩む夏場の市内宿泊事業者等を支援し、観光需要を喚起することも目的としております。

観光戦略のアクションプランに示しております地元愛の醸成を図ることと観光振興に対する理解を深めるための施策となっております。

市民に観光振興に対する理解を深めてもらい、観光戦略の目的を達成することにより、観光誘客に波及させていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4番（大串友則君）

それでは事業期間を5月中旬から9月下旬とされておりますが、この時期を閑散期と定義した何かデータの的なものがあるのかなのか。

それと、令和8年度に限っては、8月、9月と全国茶品評会であったり入札会があり、県内外からたくさんの方が宿泊しに来られるかと思えますけども、そこら辺との関係性を考えられたのかなのか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

まず、この期間が閑散期であるというふうなデータの的なものということでございますけども、まず今までずっと旅館さんとかのお話等されたりとかしてる中で、夏場は夏枯れということで常に、常にというか毎年、お客さんが少ないというのは聞いてきた中であるところでございます。

また、データの的にも例えば5年から7年の間の夏場を6月から8月として、秋期間を9月、11月というふうな繁忙期としたときに、比較したときには、やっぱり15%程度の少ないというふうなデータでもあるということは、それが閑散期というような理由にはなると思います。

全国お茶まつりの関係になるかと思えますけども、8月、9月になるか、その期間は

ちょっと今のところゴールデンウィーク明けから9月下旬までの間というふうに考えておまして、その期間はやっぱり冬場よりは少ないとは思いますが、それと恐らく今の想定の中では月曜日から金曜日の土・日を除く期間というふうな形で考えておりますので、その辺の競合はないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4番（大串友則君）

3回目に、先ほど宿泊客がその時期減るデータがあるという話をされましたけども、そしてこれあくまでも宿泊事業者だけではなく、そこに伴う商店街の事業者であったり関わるところってたくさんあるかと思うんですよね。それなのに、なぜこの宿泊事業者だけに絞られて説明をされているのか、最後にお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず基本的に入湯税のかさ上げ財源ということで、一番旅館さんの入湯税の絡みが大きいところもありますし、まず嬉野に来ていただいて、それから嬉野の周りを歩いていただく、周り出してもらうということに関しては、泊まっていただければそういった商店街等に行かれる可能性も高くなるかと存じますので、そういったところを考えたところでのこういった計画をしているところでございます。

○議長（田中政司君）

次に、水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

同様のところでお尋ねいたします。

まず1点目ですけれども、合同常任委員会において事業の具体的な内容等の資料請求をしたところ、資料の提出ができない旨の回答がありました。

新規事業であれば、事業費の妥当性を確認するためにも積算根拠となる具体的な資料が必要だと思いますが、資料を提出できない理由をお尋ねいたします。

2点目に、まだ資料がないということでもありますけれども、補助率や対象人数等積算ができていればお願いいたします。

3点目に、一般社団法人嬉野温泉観光協会に委託をする理由をお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

本事業は先ほど説明させていただいたとおり現在観光商工課で進行している嬉野市観光戦略事業の1つとなっております。

嬉野市観光戦略事業のかさ上げ入湯税を活用して実施する事業で、納めた金額の半分を充てるという方針で事業を計画しているところでございます。事実、かさ上げ入湯税を活用した本格的な観光戦略事業は令和初めての取組となりまして、よって予算確定後、関係者と協議をして具体的な内容を決めていく予定としているところでございます。

続きまして、補助率や対象人数ということですが、予算確定後、関係者と協議をして具体的な内容を決めていく予定としているところでございます。

それと観光協会に委託する理由を伺うということですが、嬉野温泉の閑散期は夏場というふうに言われています。夏場の捉え方は人それぞれかもしれませんが、仮に夏休み頃を設定したとして、その理由で委託先を想定しています。

事業開始までの自由さ、事業の作業準備期間、要はゴールデンウィーク明けからとなった場合は委託候補先を絞りたいということがあります。嬉野市民が行きやすく、また訪ねやすい場所というところでの選定ということでもございます。

市内宿泊施設との連携がよく取れると事業者ということでございます。

ただしあくまで現時点での想定というふうになってございますので、今後具体的に制度設計を行う中でどのような委託の形がいいのかというのを早急に詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

じゃあ再質問なので、一般質問にならないように聞いていききたいと思いますけれども、まず1点目に、これ新規事業ですね。ほかの議案質疑の中でもあったんですけども、市長選挙があったので科目存置にしているような事業もありました。

そんな中で、これは具体的に金額もお示ししてある新規事業です。この新規事業は新市長の判断として新規事業の予算化をしたのか、それとも前市長の施策として事務方のほうで計上されたものなのか、まず1点です。

それと、具体的なやはり積算根拠ですとか、効果の見込みですとか、事業設計がないのであれば、我々議会としては何を根拠にこの金額の妥当性、550万円というものを検証すればいいのか、正直言って審議をすればいいのか不透明だなと感じてます。説明責任を果たすこ

とができるのか、これはもちろん執行部としても議会としても説明責任を果たすことができるのかと感じました。見解をお尋ねします。2点目です。

もう一個が、やはり予算要求をされる際には、ある程度仕様書というのが作られると思うんですけど、それはないんでしょうか。大体は作られて予算要求されてると思います。

先ほどから言われていますように、入湯税のかさ上げ分の基金からの要は原資として考えていらっしゃるということなんですけど、これ今550万円一般財源ですよ、今書かれてるのは。これは骨格なのか、後からまた肉づけしますで財源内訳は変更しますというふうに考えていらっしゃるのかというのがもう一個。

ちょっと最後には、予算計上が目的になってるだけじゃないでしょうか、今現段階においては。取りあえず予算を取っておきたいと。5月のゴールデンウィークに間に合わせるためにはという前提といいますかを理由にされてるような感じがしますので、その見解をお願いいたします。

**○議長（田中政司君）**

副市長。

**○副市長（早瀬宏範君）**

今回のこの事業の展開に至った経緯というのをちょっとまず全体的に説明をさせていただきますけれども、これ嬉野市のほうで入湯税等検討委員会というのを設置をいたしております。そこには旅館組合の会長さん、観光協会の会長さん、商工会の会長さん、佐賀銀行の塩田の支店長さん、あとは税理士さん、あと県の観光課の課長さん、あと私ども行政含め10人で入湯税等の検討委員会というのを立ち上げてございます。その中で入湯税をどういうふうに使っていくのか、まずどれぐらい上げるのか、そして上げたかさ上げ財源をどのように使っていくのかというところは、その検討委員会の中でお諮りをした上で協議をして、使い道も決めていきたいと思います。しっかりとした入湯税を上げたからには、ちゃんと何に使うのか見える化をしなきゃ駄目だよというその委員会の中での御指摘等もいただいております。

そういった中で協議をする中で、観光協会のほう、旅館組合のほうからこういった事業を展開できないかというような要望等しっかりとそこと協議をして、そういうところと協議をしてちゃんと使途を決めてくださいねというのは検討委員会でのお話でございましたので、今回観光協会、旅館組合さん、商工会さん等と協議をした上で今回の閑散期の事業の提案に至ったというような経緯となっております。

先ほど閑散期がいつなんだというお話もありましたけれども、ここの部分につきましても旅館組合さん、観光協会さんと話をした上で、ここのところで支援をしてもらいたいということのお話でございましたので、今回こういった提案をさせていただいておると。

ただ今回これ入湯税のかさ上げ部分でございますので、入湯税を取っていらっしゃる旅館さん等もでございます。そういった中では、本当に全ての旅館に波及するべきものなのか

とか、そういった細かい協議等もございます。そういったところを今後しっかり詰めていくという課長の答弁だというふうに御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

閑散期対策事業に対する考えだと思います。

骨格予算で副市長が申し上げましたとおり、これまでの経緯から提案がなされたものということで理解をしておりますが、私としては効果のある事業だと思っております。

理由は、まず自分の経験上、私、大学、社会人と一度嬉野市を離れて福岡とか行っておりました。経験上、嬉野温泉行ったことあるよというふうな話を聞きますけど、実際自分が嬉野温泉行ったことあるのかというと、なかなかその当時、若いときありませんでした。

今、嬉野市観光、暮らし観光ということで、まず地元の方が地元を知ることが大事だよという取組を観光協会が実施をしておりますけども、まず嬉野市の方が地元の嬉野温泉を知る機会になるというふうに思っております。

これ以外の質問でも、シビックプライドの醸成の質問であつたりシティプロモーションの提案があつたりということでございますけども、まずは地元の方が地元の温泉地を知っていただいて、感じていただいて、地元のシビックプライドプラスアルファ、市外に若い子供たちが嬉野温泉を経験された方が大人になって外でシティプロモーションをしていただけるような、そういった閑散期対策のみならず、一挙両得といいますか、いろんな効果が波及効果もあるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、議員御指摘のとおり、金額の妥当性とかそういったものはあろうかと思っておりますけども、今回投資した分の閑散期対策プラスアルファの効果は期待できるんじゃないかなということだと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

3回目、最後です。

新規の観光施策というもので、ごめんなさい、この閑散期対策ですけれども、個人的には今のお話聞いて、この閑散期対策ということでは重要な新規の施策ということは理解はできました。ですけれども、やはり予算計上の手続ですとか、そのプロセスにおいては、ちょっと詰め甘さが正直言って感じられるかと思えます。

できればですよ、先ほどの副市長の答弁もありましたので、そういう理解をしたいと思う

んですけれども、何らかの形でこの特に新規の事業でもありますので、もう少し詳しい資料等を御提出といいますか、詳細を示していただければ、より議会としても私としてもこの新規事業に対する審議が充実するのかなと思いましたので、そういった資料を会期中に何かもし出すことができるのであればちょっとお願いをしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

想定段階というふうな形にはなるかと思いますが、何らかの資料をちょっと確認をして提出をするような形を考えたいと思ってます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

私もこの年になるまで一度も嬉野の旅館に泊まったことはありません。きっと私みたいな人はいっぱいいらっしゃるんじゃないかと思います。

そこで、よく分かりましたけども、具体的ところがどの程度決まっているのか、その参考内容のところですね、事業内容のところで具体的に説明ができるところをお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

先ほどもお話しして御説明したとおりではございますけども、期間的にはゴールデンウィークが明けた後の9月末ぐらいまでの期間になるのかなというふうには考えております。

幾らキャンペーンの宿泊補助とするのかとか、そういったところを詰めていかなきゃいけないのかなというふうには考えておりまして、今は想定の話にはなるかと思いますが、抽選の応募の予約を取っていただいて、抽選で選択をして実際泊まっていいただいて、泊まった方に申請をしていただくような形で考えているところでございます。アンケートも申請をされるときにウェブ上なのか紙でなのか、アンケートをその場で取るようなことを想定をちょっとしているところでございます。あくまで想定の話でございます。申し訳ありません。

以上です。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

少し補足をさせていただきます。

主要実績報告書のほうにも書かせていただいておりますが、その他参考となる事項のところに委託料の内訳ということで、助成金の原資としては今のところ450万を考えております。事務費については100万ということを考えております。

その中で期間もそうですが、こういった形、先着順にするのか、例えば抽せんにするのか、あとはどれぐらいの人数の規模にするのか、そういった詳細を今後詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

市民の皆さんに還元できるような、そういうふうにしていただければいいと思います。

○議長（田中政司君）

答弁はいいですか。

○6番（阿部愛子君）続

はい。

○議長（田中政司君）

次に、諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

私もこの閑散期対策事業に関して質問を挙げておりますが、今までの質問・答弁で理解できましたので取り下げますけれども、スケジュールが決まっております。早急な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

早急な対応というと。

○7番（諸上栄大君）続

もう5月の中旬からのもう一応スケジュールが始まっていますので、あとタイトなスケジュールになりますけど、早急な対応で遂行していただくようお願いして終わります。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁いいですか。

○7番（諸上栄大君）続

要りません。

○議長（田中政司君）

次、古川英子議員。

○5番（古川英子君）

大体分かって取り下げますと言うつもりだったんですけども、何かこの予約方法とかそういうのも全てまだ決まっておらず、泊まって後から申し込むというようなことを言われたり最初に申し込むと言われたり、やはりこれまでのことを市民に戻すんだったら、もう少し早くその方法とかを決めていただきたいなと思う要望だけを伝えて終わります。

○議長（田中政司君）

答弁は。

○5番（古川英子君）続

もう返ってくる言葉が分かるので結構です。

○議長（田中政司君）

次、宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

私、ある程度もう副市長の説明である程度理解できました。こういう説明していただければ早く終わるかと思うんですけど。

1点だけ、これ委託先が観光協会ですよね。これ本来ならば観光DMO、ここが本来受けるべきじゃないかと思うんですよ。

実際にね、もうこの後もまた観光DMOのほうで質問するんですけど、これ実際にもう登録要件の見直し、ここまで行われるという形になってるわけですよね。こういう場合に条件としていろんなものが条件ついてくる。稼がなきゃいけないという状況の中であって、こういう事業の一つ一つを観光DMOとしてしっかりと仕掛けていくと。こういったことで、これ本来観光DMOでやるべきものなんじゃないかなと思ったんですけど、そこについてちょっとどなたか御答弁いただけますでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、本来であればDMOがなすべき事業であると私も個人的には考えているところではございます。

ですが現状として対応できるかという、市のほうで協議をしながらの対応という形が望ましいのではないかと考えておりますので、市から委託という形を取らせていただきたいと

想定をしておりますが、現状としてはそのように考えているところでございます。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

観光DMOができないという理由という、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

DMOとしての体制的な部分と、最近の観光協会さんの不祥事により今後の体制が若干不透明な部分ございますので、そのあたり市のほうがフォローアップをして一緒になってやっていく必要があるかなと思っているところでございます。（「あとは観光DMOのほうで」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

次に、森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

私のほうも、内容についてはまだまだ詳細は明らかにならないところでございますけども、本来対象人数とか宿泊の単価をどのくらい想定なさっているのかなというのを聞いたかったんですけど、あくまでも議決後の判断をしていくということでございますけど、皆さん御存じのように嬉野市内の旅館さんも、それぞれの御努力により非常に環境がよくなりまして、宿泊の単価も相当以前と比べると上がっておりますし、そういう高級旅館も現在ございます。

そういった中で、やはりビジネスの旅館・ホテルクラスから最高級の旅館さんまでというと相当宿泊料金も差がございますので、早めに議会終了後にはその辺の市民の様々な満足を得られるようなやり方を早急にやっていただかないと、先ほどの議員さんのお話ありますように5月から想定してるということであれば、ちょっと駆け足でやっていく事業になろうかなと思いますので、その点だけお願いをして、これに対してお答えもあればよろしく願います。そういう意見です。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

5月中旬から9月下旬を対象としておりますが、実施する期間は、その間のどこかということで、5月から始めるというわけではございませんので、そこは御了承いただければと

思っております。とはいえ早急に詰めなければいけませんので、こちらは対応してまいりたいと考えております。

○議長（田中政司君）

次に、観光振興事業について、大串友則議員。

○４番（大串友則君）

観光振興事業2,300万円、主要な事業の説明書74ページですね。

質問いたします。

まず１点目、多くのこの事業が観光協会に委託されているわけですが、この観光協会の受託能力の評価と市としての指導監督体制はどうなっているのか、伺います。

というのも、これ毎年2,300万円、観光協会のほうに金額が上がっているわけですが、去年までは、ふるさと応援寄附金のほうからの充当があったわけですが、令和８年度からは全額が一般財源からとなっております。今まで以上に事業の精査をしっかりとしていつて、この2,300万円が妥当なのか、それとももしかしたら真剣に精査したら2,300万円ですり足りないという可能性もあるわけですので、その辺をしっかりと今されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず、現在嬉野温泉観光協会が行っている業務は、ほとんど補助金を出している中で行われているものですので、補助金を支給している団体に対してという前提で回答させていただきます。

嬉野温泉観光協会の能力評価についてですが、補助金交付団体の能力評価を行う規則等もございませんので、特段行ってはおりません。ただし、嬉野温泉観光協会に代わるような団体が存在しないというふうにはちょっと思っているところでございます。

指導管理体制についてですが、先日協会内において協会内の指定管理業務委託に関する部分において不祥事が発生してしまいました。この件につきましては、管理不足があったことも否めないというふうに考えておりますので、今後は二度とこのようなことがないように注視していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○４番（大串友則君）

そしたらこれ補助団体ということで、この各事業に対する事業ごとに決算報告書みたいな

事業報告書は全てもう毎年度上がってきているという認識で間違いないか、最後にお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

各事業ごとですね、観光協会内でもいろんなチームをつくったりとかしてされてる部分についての報告は、総会の資料として上がってきているものと考えています。（「事業ごとに決算書ついてきよるという認識で間違いないかという質問です」と呼ぶ者あり）

補助金の部分と、例えばチームの中に観光協会自体の財源も入っている部分があるので、その部分についてはちょっと混ざった形にはなるか等ございますけども、そのチームごとの収支は出てきているものと思ってます。

以上です。

○議長（田中政司君）

大串友則議員。

○4番（大串友則君）

すみません。観光協会の財源が入ってきていると言われますけども、これあくまでも補助金なので、各事業ごとにその補助金だけで100%事業をやられてないというのは当たり前の話であって、この自主財源が入っている分と補助金が入っている分のそれぞれが事業をされているわけなので、その事業ごとの収支の決算書であったり事業報告書であったり全て出ているのかどうかという質問をしています。

なので、これ2,300万円分の補助事業としてですよ、2,300万円を補助金として使ってくださいってほんとやってるわけじゃなくて、それぞれの事業が上げられているわけですので、それぞれの事業に振り分けがあるわけですよ。それぞれの事業の振り分けごとにちゃんと決算書を出されて、それをちゃんと精査をされているかどうかをお伺いしてるんです。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

補助金の交付申請等の申請決定とか額の決定等の部分についての報告はっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、温泉資源保護事業について質疑を行います。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、温泉資源保護事業22万円の今年度、令和8年度の事業の内容をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

この委託料は、温泉資源の保護のために中央温泉研究所などといった温泉の専門家に意見を聞く必要がある場合などのために計上しているものでございます。

令和7年度の当初予算に源泉集中管理として報酬や費用弁償等で計上しておりまして、これを先方から依頼が個人じゃなくて法人のほうにしてくれと、要は今まで個人の報酬として出していた分を会社として仕事で行くのでそういう形でしてほしいということがありましたので、9月補正で計上したものと同一ものとなっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

委託料なので分かりましたけれども、9月補正で11万でしたよね。11万だったかな。

そしたら、事業内容としては中央研究所から来ていただく方への報償費というか交通費というかそれだけという理解でよろしいでしょうか。

何かこの保護事業なので、令和8年度新たにそれ以外の来ていただく以外でも何か嬉野市としては、やるようなことはなかったのか、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

この部分につきましては、10万円の2回分を委託という形で組んでおるところでございまして、内容的には先ほど申しましたとおりの内容となっております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、観光情報発信、観光宣伝事業について質疑を行います。宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

では、委託料と役務費でまとめて聞きたいと思います。

主要な事業の説明書5のその他参考となる事項ですね、ここの部分の詳細を伺いたと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

令和８年度も関西圏、中国圏、そして九州圏内での観光ＰＲ活動を計画しているところでございます。委託料につきましては、各地イベントに出展した際のブースの設営業務委託等を想定しております。役務費の通信運搬費につきましては、各地イベントに出展した際のＰＲ物品の輸送費を想定しております。役務費の広告料につきましては、観光ＰＲ物品の購入やＳＮＳ等各種メディアへの広告掲出を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

１点だけ、広告料関連において宿泊施設利用券等購入とございますが、どのような想定を持って購入に当たるのか、そして、イベント等での副賞的なもの、そういったものに使われるのか、ちょっとお伺いしたいと思うのと、あともう一個、これは茶業のほうでもＰＲのほうで大阪とか広島とかということがございましたが、これは共同で行うものなのか、ちょっとそこについてお伺いしたいと思います。

このイベントというのがどこで何回ほど開催予定か、場所によってイベントの質というのが違うのか、ちょっとそこをお伺いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

宿泊の利用券等につきましては、例えばＬＩＮＥの友達になったら抽せんで当たりますよとか、そういった部分の利用券の部分になるかと思っております。

あと、茶業等と一緒にするのかというところは、ケース・バイ・ケースになるかと思いますが、茶業と一緒に共同でする部分もあります。

それとイベントの内容ですかね。イベントにつきまして……（「イベントの質というか、大阪、広島、いろんなところでやるんでしょうけど、基本的にイベントのブースがすごく予算の大場を占めるというところだったので、内容的にどんな感じの内容かなと」と呼ぶ者あり）

各種イベントの出展につきましては、今回については大阪に１件と広島１回、福岡、長崎に１回ずつの想定でしております。その地区で行われる集客の多いようなイベントを極力選んだような形で参加するような形を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

分かりました。

この大阪、広島への物品配送、これイベントブース設営等計画されているということですが、広島においては前市長が力を入れて開拓されていた流れがあります。これは別に嫌みとか何ということもなく変に政治的な意味じゃなく、せっかくこれ開拓されたというところなんで、これからも中国地方からの誘客すごく大事だと思うんですね、新幹線も通りましたし。こういったことを市長自らどんどん推進していただきたいと思います。

最後、市長、御答弁お願いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

今回、大阪、広島、福岡、長崎ということでイベント等における観光宣伝に関しては一生懸命取り組んでいきたいと思っております。広島県とか中国地方も重要なターゲットだと思っておりますので、頑張ってまいります。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

お願いします。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、嬉野版DMO支援事業について質疑を行います。宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

では、DMOのほうで、これ国の登録要件の見直しが行われる予定でございます。今後の見通しをお伺いします。

そしてまた、その他参考になる事項内の地域DMO運営に向けた事業費補助の内容について詳細を伺いたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

令和7年10月より改正されたDMO登録制度に係るガイドラインが運用され始めました。

現在登録のある嬉野温泉観光協会も当然このことは認識しており、次回更新時、令和10年3月まで体制強化も含めて令和8年度以降、伴奏支援していく考えでございます。

DMOで運営していただく事業につきましては、これまでも実施してもらってきた観光マーケティングの継続や令和7年度に実施した教育旅行の磨き上げ等、稼げる地域となるような取組を実施してもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

ちょっと確認をしたいんですけど、これ2025年3月に観光庁が改定したじゃないですか、DMOというのをね。これ従来の観光協会組織から地域のマネジメント組織へと移行してくださいねと、そういう私認識でいるんですね。現在が移行期間と。既存のDMOですよ、今うちはね。既存のDMOとなるので、来年4月から申請ができるということだと思うんですよ。

これ登録要件の見直し、更新要件の追加として観光地経営戦略の策定義務とKGI重要目標達成指標とKPIの整備とこれが必須と、そして経済波及効果の計測を含めた評価指標の導入、ここの3つは必ず出してくださいねということになってる。これ中身見てみるとかなり厳しい基準が設けられていると。特に組織としては常勤の人間を3人置きなさいとか、補助金に依存しない事業運営計画の策定を上げてくださいとなってますよね。

こういったことをさらに基盤を固めていかなくتهはいけない中で、昨年と同じような事業内容で同じような予算づけ、これでよかったのかとか、ちょっとそこをお伺いします。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、ガイドラインにつきましては、3月25日に改正をされました。既存の登録DMOにつきましては、更新時に適用されるということで、嬉野温泉観光協会においては令和10年3月が更新時期となりますので、その時点で全面的な対応ということになります。

ただし、毎年事業報告というものを行いますので、そういったものは新様式への対応が必要になってくるという状況でございます。

加えて、おっしゃられたように現時点では基準を満たしていない項目が複数あることは当然承知をしておりますし、現在こちらのほうで今どこが対応できていないのかというリストアップをしているところでございます。

こういったものを含めて観光協会とDMOの体制の在り方、見直しにつきまして、昨年末から協議を開始をいたしました。今ちょっといろいろ諸事情により滞っている部分はございますが、新年度以降この部分につきましては詰めていきたいと考えているところでございます。

並行して予算というものは同額を計上させていただいておりますが、その取組に合わせてまた検討してまいりたいと考えます。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

結構です。

○議長（田中政司君）

いいですか。

○10番（宮崎良平君） 続

はい。

○議長（田中政司君）

次に、事項別明細書198ページからの7目、市営公衆浴場費について順次発言を許可いたします。

大串友則議員、これ委託料と工事請負費一緒にですね。（「一緒に行います」と呼ぶ者あり）

○4番（大串友則君）

それでは市営公衆浴場費、まず12節の委託料、市営公衆浴場管理費1,523万5,000円、委託先については昨年12月議会で議決された事業者で間違いないか、お伺いいたします。

それともう一点、この市営公衆浴場に関しては、市外からの入場者からはまだ入湯税など課税されてないと思いますけども、入湯税を課税するべきと考えますが、市としての見解をお伺いいたします。

あと、14節の工事請負費に関しては、1点目、今後の施設の長寿命化計画が現在あるのかどうか、お伺いいたします。

2点目に、工事中の利用客への影響回避策は何か立てられているのか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず、委託先についての12月議会で議決された事業者か伺うという件につきましては、指定管理の委託先につきましては、今回発生した事案に対して2月末に改善計画が提出されて

おり、現在協議を行っているところでございます。問題点が改善されるようであれば、その事業者への委託としたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、屋根外壁塗装の今後の長寿命化計画について伺うにつきましては、嬉野温泉公衆浴場シーボルトの湯は平成22年の開館から16年が経過しており、外壁塗装以外にも設備の更新が必要な箇所などが出てきております。

しかしながら、予算にも限りがあり、一度に全てを対応することは非常に難しいというふうに考えておりますので、どのような部分でいつ更新すべきかなどを確認して計画的に実施していきたいというふうに考えております。

2番目の工事中の利用客の影響回避策についてですけれども、屋根と外壁の塗装工事であるため、実際の利用についてはそれほど影響がないというふうには考えております。

しかし工事の際には、できるだけ利用者に影響がない体制を整えるとともに、営業中と分かるような対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

税務課長。

**○税務課長（三根伸二君）**

委託料の中の市外からの入場者からは入湯税を取るべきではないかということなのですが、当市の入湯税の課税免除につきましては、市の税条例142条の第2項にございます。その中には「地域住民の福祉の向上を図るため、市等が市民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者」と規定がございます。その解釈として、その施設に入る者となっておりますので、市外の方も含めて課税免除をしているところです。

ただし、市民の福祉向上という目的もありますので、その市民が利用しやすいよう、料金につきましては450円以下の場合としております。

以上になります。

**○議長（田中政司君）**

大串友則議員。

**○4番（大串友則君）**

まず1点目の委託先についてですけれども、これまだじゃあこの委託先を観光協会に確定しているわけではないという認識で大丈夫ですか。今協議をしているという話をされましたけれども、その認識でまず間違いないかという点と、この入湯税に関しての考え方なんですけれども、これあくまでもこの施設、今後様々な改修の金額が多分かかってくるかと思うんですけど、そういう意味も含めて市民の方はもう今のままで全然大丈夫かと思うんですけども、市外の方の利用料金というのを550円に設定した中で、入湯税を確実に100円ずつ納めてもらうという、取るという考え方もあるのではないかなと思いますけれども、そこら辺の考え方をお

伺いたいします。

あと工事請負費の中で、工事期間中、それこそ閑散期にやってもらったり、その間お風呂を使えないというのであれば、その期間、嬉野市内の旅館なんかはその期間だけ協力をお願いするという考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

委託先がもう決まったのかというふうな御質問だと思いますけども、今2月末までに改善計画のほうを出していただくということで今出していただいております、庁内で確認して協議して早急に決定したいというふうに考えているところでございます。

工事期間中の工事のいつになるかというところは、極力そういった閑散期等に当てはめてとか、そういった形でしたいとは思っておりますけども、事務の進捗状況等勘案しながら、ほかの旅館さんに回すというか、そういったことができるかどうかも含めてちょっと考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

入湯税の分ですけども、昨年、嬉野市は入湯税を増額をいたしました。それは嬉野市の温泉施設であったり観光施設もしくはその辺のブラッシュアップのためにお金が必要であるからということで、その目的で上げております。ですので、そのほかの税目、例えばこれから宿泊税とかそういうことを検討するわけですけども、その辺まで合わせたところで検討をしていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

まず入湯税の件なんですけども、私のちょっと考えを述べさせていただきたいと思っております。

議員御指摘の市外からのシーボルトの湯の入湯税を徴収すべきではないかということで、今課長が申し上げましたとおり、今の嬉野市の市税条例に関しては、解釈としてシーボルトの湯の施設が減免対象というふうな解釈をしておりますけども、確かに条例を読み込みますと、市民が減免対象なのか施設が減免対象なのか解釈の余地があるというか、幅があるよう

な状況だと私自身認識をしております、条例の条文自体、精査が必要だというふうに感じております。

条例条文を実際に精査する上で、シーボルトの湯が減免対象なのか市民が減免対象なのかというところを、引き続き入湯税等検討委員会を今後継続して実施する上で皆さんで協議をしていただきたいというふうに思っております。

今現在450円を減免対象の金額というふうにしておりますけれども、これ常任委員会でも説明があったと思いますけれども、何か裏づけのあるような金額ではございません。ですので、そういったところも含めてしっかりと精査が必要だと思っております。

市外の温泉地の状況を見ますと、大体日帰りの入湯客に関しては1,000円が減免の基準というふうな条例が多くございますので、そういったところも対象に参考にしていきたいというふうに思います。

確かにこの市営公衆浴場に関しては整備が必要ですので、そういった財源という確保に向けては市外の方からも徴収すべきだと思いますけれども、そういった1,000円という基準を目安に考えられておりますので、そういったところも1つの参考に考えていきたいと思っております。

先ほど御答弁ございましたし、宿泊税に関しても引き続き検討が必要ではないかと思っておりますので、そういったところを引き続き入湯税等検討委員会で協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

同じく市営公衆浴場費、主要な事業説明のほうには79ページですね。

3点挙げております。

施設設備の修繕165万円の具体的な内容についてお伺いします。

あと、先ほど指定管理に関しての話が出ておりましたが、令和7年度当初額より今回ちょっと増額計上になっております。その説明をお願いしたいと思います。

最後が工事のスケジュールをどのように考えられてるのかということで、工事期間の営業をどのように考えているのか、先ほどとダブるところもありますけれども、答弁をお願いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず、施設整備修繕の165万円の具体的な内容についてということでございますけども、本修繕費は事前に箇所、内容等を決めておく工事請負費とは違いまして、修繕箇所が発生した場合に考慮して予算化しているものでございます。50万円程度の3点を見込んでいますところでございます。

続きまして、指定管理料が令和7年度当初予算額の1,254万円よりも増額計上であるということの理由ということですが、指定管理料の増額については、令和8年度から10年度の指定管理を新たに募集するに当たって見込まれる収入額と必要な費用を積算して算出したものでございます。人件費等物価高騰もあり増額となっております。

また、令和8年度より水道料金が改定されますので、これまでの実績に基づいて改定後の料金体系で再計算したところの増加額が大きな額となっております。大幅な経費の変更となりますので、その所要額分についても増額するものでございます。

以上です。

すみません、もう一点、工事のスケジュールについてということですが、工事のスケジュールについては、屋根外壁塗装工事については梅雨明け以降の貸切り風呂改修工事については早い時期に実施したいというふうに考えております。

また、工事期間の営業については、屋根外壁塗装工事については、屋外に係るもののため、基本的には営業に影響はないというふうには考えておりますけども、作業状況に応じて休館などの対応が必要になるかもしれません。その場合は早めに周知等をしたいというふうに考えております。

貸切り風呂の改修についてはヒノキ風呂2か所の改修を行いますので、その期間は使用できなくなります。その期間が分かり次第、早めに周知したいというふうに考えております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（田中政司君）

これで歳出7款までの質疑を終わります。

次に、8款．土木費、1項．土木管理費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで1項までの質疑を終わります。

次に、8款2項．道路橋りょう費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

事項別明細書の202ページからの2目．道路橋りょう維持費について発言を許可します。  
森田明彦議員。

#### ○12番（森田明彦君）

予算書202ページ、道路橋りょう維持費。

今回継続費でございます。市債と一般財源ということで、これは市の全部持ち出しで工事をなさっております。

本通りのほうに買物等に行ってみますと、今もちろん済んだ部分歩いてみますと、やはりなかなか感じがよくできておりますけども、どうしても年度で境目になる対象のお店の方が、どうしても工事が早く終わればいいなというような希望を申されるわけですけども、先ほどからもお話が出ますように、昨今観光客の方も土・日を中心に多くの方が歩いておられます。そういったことで、大体予定としてはいつ、何年度までの工期ということになっていきますか。

○議長（田中政司君）

建設部長。

○建設部長（馬場敏和君）

お答えいたします。

全体の工事区間は楓ノ木交差点からＪＲバス嬉野交差点までの約600メートルを計画しております。令和８年度、新年度で３年目となりますが、令和11年度で完了予定です。トータル６年と考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

分かりました。令和11年度までということですね。

あくまでも先ほど希望ということで、対象の方はそういう多くの方が歩かれる中心的な場所の道路でございますので、なかなか前倒しでというわけにもいかないと思いますけども、予算立てがありますからね。ただそういう御希望があつてということだけちょっとお伝えして、一応確認ができましたので、私の場合はこれで結構です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

○12番（森田明彦君）続

はい。

○議長（田中政司君）

これで２項までの質疑を終わります。

議案質疑の議事の途中ですが、ここで16時5分まで休憩いたします。

午後３時57分 休憩

午後４時５分 再開

○議長（田中政司君）

休憩前に引き続き議案質疑の議事を続けます。

次に、８款３項、河川費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで３項までの質疑を終わります。

次に、4項、都市計画費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

事項別明細書207ページからの7目、医療センター跡地整備費について発言を許可します。  
水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、予算書212ページでございます。

医療センター跡地整備費、事業名は環境保全業務、私これ今後の事業スケジュールを伺う  
ということで書いてましたけれども、事業内容ということで御説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

この環境保全業務におきましては、医療センター跡地敷地内の草払い業務でございます。  
以上でございます。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

草払い業務ということで、令和8年度中は医療センターとしては、もう市としては草払い  
を行って管理を行うだけと、少し一般質問みたいになってしまって申し訳ないんですけども、  
事業自体的には特に令和8年度はもうそれ以上のことは今のところは考えていらっしゃる  
ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

将来的には売買とかそういうものが発生しますが、8年度においてはまだそこまでの進捗  
が見込めないというところで、草払い業務だけというふうになっております。

以上でございます。（「承知しました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

いいですね。

次に、事項別明細書212ページ、目は廃止されておりますが、嬉野温泉駅周辺整備事業費  
について質疑の通告がありますので、発言を許可します。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

嬉野温泉駅周辺整備費です。

こちらすみません。私のほうで資料の読み込みが甘くて申し訳ありませんでした。資料で確認できましたので、こちらは取下げさせていただきます。

○議長（田中政司君）

次に、8款5項、住宅費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出8款までの質疑を終わります。

次に、事項別明細書215ページ、項は廃止されておりますが、新幹線費について質疑の通告がありますので、発言を許可します。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

こちら資料で確認できましたので、取下げさせていただきます。

○議長（田中政司君）

次に、9款、消防費、1項、消防費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

事項別明細書の219ページからの5目、災害対策費について発言を許可します。水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

それでは、こちら220ページでございます。

1項、消防費の5目、災害対策費でございます。

12節委託料の用地測量業務（大草野防災広場）でございます。この事業の詳細な説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

大草野防災広場南西ですね、防災広場内で奥に位置する擁壁の下に大草野防災広場と同時に整備した側溝がございます。この側溝部分の土地所有者名義につきましては現在個人の名義となっていてところです。そういった中、その所有者から今後の側溝の管理等考慮されて、土地を無償で嬉野市に提供したい旨の申出がっております。

これを受けまして、本市としましても、この側溝には大草野防災広場からの排水等も流れておりますし、今後の管理面を考慮して、この側溝部分について測量を行いまして、嬉野市のほうに名義を変更、登記したいため、関係の予算を計上しているところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

防災広場の陶土工場じゃないほうの山手側といいますか……（「山手側というか入って奥、南西の方向です」と呼ぶ者あり）

南西奥、地図をちょっと頂いてるんですけど、すみません。赤でされてる部分。（「地図ありますよね、この部分です」と呼ぶ者あり）

すみません。道の里道か何かある側溝ですね。

じゃあ今回このような側溝が個人所有の土地ということでしたけれども、防災広場を整備されるときに、そのような土地の確認はなされてなかったのか。こういう事態になってるということで、個人所有の土地が入ってたということは、多分当初の測量とか設計のときには分からなかったのか、そこを教えてくださいませんか。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

令和元年度に整備を行っておりますが、当時、その所有者についてはそこを承知で印鑑を押していたということでお伺いしているところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

水山洋輔議員。

○3番（水山洋輔君）

この側溝は、そしたら例えば地域の田んぼとかなんとかの農業用水には関係がないような側溝、溝ということで、防災広場周辺の機能用の側溝というふうに理解していいんですか。

それとあと今後の日常の管理も市で行うというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、大草野防災広場からの排水が主になっております。

管理につきましては、令和元年度から今これ整備しておりますけど、コンクリートで整備した部分ですので、そこまで泥上げとかなんとかは必要ありません、あまりですね。今後管理については当然嬉野市名義になれば、そのような形になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで歳出9款までの質疑を終わります。

次に、10款．教育費、1項．教育総務費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

事項別明細書の222ページからの2目．事務局費について発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、2目．事務局費の9節．交際費、教育委員会交際費として5万円、今回初めてじゃないかなと思いますけれども、その内容と新規計上の理由をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（筒井八重美君）

お答えいたします。

内容については、主に教育長が教育委員会の代表として各種団体の総会などへ参加する際の負担金としての会費などの経費を予定しているところです。

新規計上の理由については、市交際費や議会交際費はこれまでも予算化をされておりました。ただし教育委員会の交際費については予算化がなされていなかったため、今回新規で予算化をお願いするものです。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

内容等は分かりました。

ただ、今まではそしたらどういった形で支出されていたのか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（筒井八重美君）

今までは教育長の私費です。

以上となります。（「理解しました、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで1項までの質疑を終わります。

次に、10款2項．小学校費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

事項別明細書の228ページからの1目．学校管理費について発言を許可します。委託料ほかで、諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

それでは、1目．学校管理費の12節の委託料に関してですね。

○議長（田中政司君）

これは使用料及び賃借料。

○7番（諸上栄大君）続

これ間違い記載と思います。

○議長（田中政司君）

じゃあなかですね。委託料のみですね。

○7番（諸上栄大君）続

委託料のみです。すみません。間違えて記載しておりました。委託料のみで質問させていただきます。

防犯カメラ増設ということで、五町田小学校22万円の計上が今回初めてまたされておりますが、この今までもついていたかなと思うんですけど、その増設の理由と台数内訳等をお願いします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

学校につきましては、令和2年度に市内の学校全部に防犯カメラを設置をしているところでございます。五町田小学校にも玄関に1台既に設置をしております。

今回計上をいたしましたのは、学校の裏手のほうにもう一台増設するための予算でございます。

理由といたしましては、防犯対策の強化を図るという理由でございます。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、備品購入費について、諸上栄大議員。これは一緒によかですか。中学校費までということかな。

○7番（諸上栄大君）

はい。中学校費もありますので、小学校、中学校一緒に。

今回、学校管理費で備品購入として学習用端末の更新事業が上げられております。この件に関しては主要な事業の説明書の123ページ及び124ページでございますけれども、今現状の端末が更新されるというような状況だということは知っております。この分に関しての整備スケジュールがどのようになっているのか、そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

今回の学習用端末の更新事業につきましては、佐賀県内のほかの市町と共同調達を予定しております。県の教育委員会が主導して準備を進めてきているところでございまして、先月２月にプロポーザルの審査会が開催されまして業者が選定をされております。

端末の更新につきましては、議決に付すべき契約となりますので、４月以降にその業者と市とが仮契約をいたしまして、６月の定例議会に財産の取得に関する議案として提案させていただく予定としております。議決をいただきました後に本契約となりますので、その後に端末を納入、設定作業という流れを予定をしております。設定が済みますのが年内ぐらいになりますので、端末の使用の開始時期は令和９年の１月ぐらいと見込んでおります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○７番（諸上栄大君）

令和９年の１月ぐらいから使用が見込まれるという状況で理解しました。

この端末の分は新しく整備されるんですけれども、現状使っている端末に関しては、もう回収まで踏まえてのことで理解してよろしいのかということと１点、それともう一つは、今回入れ替わることで、いわゆる我々がパソコンを新しく買うと何かバージョンアップされたのがずっと入ってくるんですけれども、そういうのというのは入ってくるのか、ただもうパソコンだけなのか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

現在使っている端末につきましては、この納入業者が回収をし廃棄、データなどをきちんと物理的に破壊をして廃棄という契約になっております。

バージョンにつきましては、今がタッチペンとかがないかと思うんですけれども、そちらが今度は端末に収納できるような形のタッチペンつきといったところでは、今までより使い勝手がよくなるかと思っております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よかですか。じゃあ中学校の分もよかですね。（「もうよかです。同じなので」と呼ぶ者あり）

これで３項までの質疑を終わります。

次に、１０款４項、社会教育費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

事項別明細書の246ページからの1目、社会教育総務費について発言を許可いたします。  
諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

主要な事業の説明書の20ページになりますけれども、文化振興事業費の委託料なんですけれども、補助金は削減なのかと書いてますけれども、委託料は削減なのかということで、骨格予算と言われればもうそれで終わりなんですけれども、昨年までは200万ついてたかなと思ってのんですけれども、今年100万になってる理由をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小原和子君）

お答えいたします。

この文化振興事業補助金につきましては、これまで社会文化会館リバティでの文化イベントの誘致活動費として、子供向けの演奏会だったり幅広い年代へ向けた落語だったりということ、コンサートなどの実施をしておりました。

これまでの補助金としては、リバティで実行委員会として企画・運営をしておりましてけれども、リバティが6年度から指定管理になったことでもありますので、委託料に変更して実施してもらうことにしております。

金額につきましては減額になっておりますけれども、リバティとしての自主事業というところもありますので、それに合わせてという形でしていただくように予定しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○8番（諸井義人君）

すみません。ちょっと私の間違いなのか分からないけど、文化連盟とか団体への委託補助金じゃないわけですかね、ここは。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小原和子君）

この委託料につきましては、リバティでの事業実施に対する予算となっております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

これで4項までの質疑を終わります。

次に、事項別明細書の248ページからの3目、公民館費について発言を許可します。水山洋輔議員。

**○3番（水山洋輔君）**

それでは公民館費につきまして、予算書のページは251ページでございます。

吉田公民館電気機器取替ということで860万円でございますが、工事請負費でございますが、この内容の説明をお願いいたします。

**○議長（田中政司君）**

文化・スポーツ振興課長。

**○文化・スポーツ振興課長（小原和子君）**

お答えいたします。

吉田公民館の電気設備につきまして、低濃度PCBの処理期限が令和9年3月までとなっておりますので、受電設備の変圧器内のPCB濃度を調査し、PCBが含まれていなければそのまま使用することができますけれども、含まれているようであれば、PCB特別措置法において処理業者に委託して処分することになっております。これは義務づけされているものでございまして、昨年12月議会のときに事前調査のための予算として17万2,000円を計上して、調査の結果により処分の可否を判断するというにしております。

低濃度PCBが含まれていれば、令和8年度に適切な処理業者に委託して処分するための予算として変圧器の取替え費用700万円と処分費用の50万円、コンデンサーの調査、取替えに50万円、PASの取替えに60万円を計上しているところです。

なお、今年1月に12月議会で計上しておりました調査費用において低濃度PCBの調査を依頼しておりまして、2月に入りまして結果報告がありまして、PCBは含まれていないということでしたので、この750万については不要になったところでございます。

あと、コンデンサーの調査と取替えとPASの取替えについてはそのまま実施する予定となっております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

水山洋輔議員。

**○3番（水山洋輔君）**

詳細な説明をしていただき理解できました。

そしたら、これ一応一旦この金額で上げて、予算つくられたときにはまだその結果が分かってなかったのということで、この予算です。でも今先ほどの御説明で結果が分かったので、6月補正なりなんなりでまだ減額されて必要経費だけで実施されるということで理解してよろしかったですね。大丈夫ですね。

**○議長（田中政司君）**

よろしいですか。

これで2項までの質疑を終わります。

次に事項別明細書の255ページからの7目、文化財費について発言を許可します。大茶樹再生について、太田政信議員。

**○1番（太田政信君）**

予算書の256ページ、7目、文化財費、12節、委託費、大チャノキ再生事業で、1つ目が令和2年から5年で1,600万円以上再生事業にかかっています。追加資料によると、2023年に比べ2024年は樹勢が回復しつつあることが分かると記載してありました。

ただ、次の資料では2024年に比べ2025年は萎黄病の発生で樹勢が弱っており、今後も特に注意して経過観察を行う必要があるとありますが、現時点でいつまで再生事業を行う予定でしょうか。

2つ目、もし専門家が樹勢回復が困難とした場合、国の天然記念物だと思うんですけど、もう伐採とかいうのを選択肢として議論等はできるのでしょうか。せっかく庁舎が新しくなりますので、新庁舎の周辺だったり駅前、チャオシルなど、大チャノキの遺伝子を受け継ぐ挿し木や接ぎ木など後継樹育成を本格的に検討してみてはいかがでしょうかということで、よろしくお願いします。

**○議長（田中政司君）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（森永智子君）**

お答えいたします。

嬉野の大チャノキにつきましては、令和2年度から国の補助事業を用いまして樹勢回復に取り組んでいるところでございます。

萎黄病、葉っぱが黄色くなる症状でございますが、その萎黄病の発症率につきましては見守っているところではございますが、減っている区画もございます。新芽の伸び方も増加していることが数値的にも表れております。葉っぱの色も一般の茶園よりも濃くなっている部分が区画のうちにはございますので、明らかに成果が出ているものと認識しております。

現在は根っこに影響が負担をかけないような範囲で土に施肥を行っております。区画を4区画に区切りまして、1年に1区画ずつ施肥を土壌改良という形で行っているんですけども、令和8年度がその3区画目なので、令和9年度には全部4区画全てが土壌改良が終了する予定となっております。その令和9年度の区切りで一旦この国の補助事業を使っの事業は完了をしたいと予定はしております。

その補助事業が終わった後は、従来の維持管理を行う予定としております。このことにつきましては、大チャノキ部会とか地元との調整をして決めているものでございます。

続きまして、伐採の選択肢についてでございますが、大チャノキは推定樹齢が370年を超

える樹齢でございます、お茶としては日本唯一の国指定天然記念物でございます。大正15年に指定を受けて、嬉野のお茶のシンボルとして愛着を持って大切に管理を行っているものでございます。

維持管理につきましては、大チャノキ部会の中で専門家の方からの意見なども聞きながら、樹勢回復に真剣に大切にに取り組んでおります。その成果も現れているところでございますので、伐採につきましては、そういった検討をしないで済むような努力を今後も引き続き行っていきたいと考えております。

続きまして、次世代の育成ということでございますが、文化財というものは、その場所にあつてこそということが1つ大事な要素となります。新庁舎に大チャノキの遺伝子を持つ接ぎ木などをしたとしても、その木が文化財的価値があるものとして取り扱うことは非常に難しいのではないかと考えております。

大チャノキの2世につきましては、大チャノキが今あるその現地におきまして、ひこばえと言われる木の切り株とか根元から生える若葉を大切に見守って生育を行っているところでございます。

以上です。（「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（田中政司君）

いいですか、再質問は。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

これで4項までの質疑を終わります。

次に、10款5項、保健体育費から13款、予備費までについての質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで13款、予備費までについての質疑を終わります。

これで歳出全部についての質疑を終わります。

次に、予算書8ページの第2表 継続費補正から10ページからの第4表 地方債までの質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第2表から第4表までの質疑を終わります。

以上で議案第14号 令和8年度嬉野市一般会計予算についての質疑を終わります。

次に、議案第15号 令和8年度嬉野市国民健康保険特別会計予算から議案第19号 財産の無償貸付についてまでの5議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第19号までの質疑を終わります。

次に、議案第20号 権利の放棄についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許可します。諸上栄大議員。全体で3回ということで。

#### ○7番（諸上栄大君）

承知いたしました。

それでは、議案第20号 権利の放棄についてお伺いします。

通告書には4点、全体として挙げております。

その分に関して1点目、出捐金の内容について。出捐金とはどういうものなのかということとをまずお尋ねしたいと思います。

2点目、この事業に関して、福祉資金の貸付事業の内容に関しての説明をお願いします。

3点目、相手方が債権を放棄しなければならなかった理由の詳細についてお伺いします。説明をお願いします。

4点目、権利を放棄する金額43万5,471円の詳細、件数等ですね、何口ぐらいなのか、それを説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

この出捐金の内容についてですが、嬉野市が嬉野市社会福祉協議会に福祉資金貸付事業を委託し、その貸付事業に必要な原資として270万円を出資しているものです。

一般的に出捐金とは、地方公共団体や民間企業が信用保証協会や財団法人の設立及び基本財産の形成のために拠出する資金をいいます。これは企業における資本金に相当しますが、配当金や経営参加権はなく、原則として返還されない点で寄附金に近い性質を持っています。

しかしながら、純然たる出捐とは言えないものもあり、地方自治法上は出資金、出捐金のいずれも出資として捉えられ、公有財産とされています。そのため、決算上においても福祉資金貸付事業に係る出捐金は出資による権利として計上されています。

出捐金と出資金の主な違いは、配当や返還の有無で、出捐金は公益法人などへの寄附的な性質が強く、原則として返還や配当がありません。

一方、出資金は利益配当や解散時の残余財産分配を目的として法人に提供する資金ですが、福祉資金貸付事業に関する出捐金は、嬉野市福祉資金貸付事業実施要項に、事業の廃止時には原資を返還しなければならないと定めております。

2点目の福祉資金貸付事業の内容についてですが、低所得者世帯に対し、生活、就業及び就学のために必要な資金として貸付限度額5万円の貸付けを行うとともに、必要な援助、指導を行うことにより、安定した生活を営むことができるよう支援し、もってその経済的自立と生活意欲の助長を図る事業です。

本事業は平成18年1月1日に嬉野市と嬉野市社会福祉協議会が事業の実施に関する連携協定を締結し実施しております。

3点目の相手方が債権を放棄しなければならなかった理由についてですが、相手方の社会福祉協議会においても債権回収の努力はしていただいておりますが、死亡や自己破産などにより債権の回収ができず、民法166条の規定により時効が成立したものです。

4点目の権利を放棄する金額43万5,471円の詳細について説明いたします。

詳細といたしましては、平成3年の債権が1件8万円、平成4年債権1件5万3,500円、平成9年債権1件2万1,970円、平成12年債権が1件18万円、平成18年債権が1件5万円、平成19年債権が1件5万円となっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

出捐金と福祉資金の内容に関しては理解しました。

ただ、放棄しなければならなかった理由の中とあと額の詳細に関してお聞きしたところ、これ私も調べたら実施要項というのがありましたので、そちらを見せていただいております。

まず、12条に報告調査というのがありますけれども、毎年会計年度終了後、直ちに次に挙げる報告書その他の書類を市長に提出しなければならないということで、その中の2号に福祉資金の償還状況報告書というのが多分出てると思います。そういった中でこういう返金の償還分の未納、滞り等が把握できていなかったものなのか。

そこと、もう一つ、これ借りる場合に借入申込みのときに連帯保証人を1人以上立ててということで書いておりますけれども、その連帯保証人さんの返済義務等は発生しなかったのか、そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

報告につきましては、毎年報告いただいておりますので、把握はしております。

連帯保証人につきましては、2名ずつつけていただいているんですけども、保証人も死亡したりとか、そのような理由でそこに求めることができてなかったというふうに報告を受けております。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

連帯保証人を2名立てて2名とも亡くなられたということですか。そういうことなんですね、そしたら。恐らくそういう説明なんで。その調査というのは具体的にされているんですかね、毎年毎年。これ恐らくずっと今も事業を遂行していく中でそういう事案というのも発生していくとは思いますが。それ結局取れんやっただけもう放棄しますっていう状況で、今回これがいつの時点から発生したかということ、先ほど平成3年ですよね。これずっとある意味ほったらかしの状況じゃないのかなと私はちょっと思って仕方なかとですよ。

法にのっとって対応はしたものの、途中で何とか対応できんやったのかということです、要は。そういう状況が一番気にはかかるところで質問させてもらっておるところですけども、その報告書上がってきました、はいそれで分かりましたという状況で今まで来てたのか、ここの具体的な状況が何なのかというところを突き詰めて対応していらっしゃったのかどうか、そこをお尋ねしておきます。

3回目なので、最終的に社協さんのほうから原資の変更ということで、270万から120万減額して150万の原資になっとるんですよ。また結果その経緯に関しては、どういった理由で原資の減額が社協さん側から出てきてるのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

先ほど連帯保証人の方が死亡とかというふうに申し上げましたが、全てが死亡ではなくて、行方不明とか音信不通とか、連絡が取れなくなったという場合もございます。社協のほうでも取立ての調査等はしてはいただいていたようですが、なかなか以前の債権でありまして連絡がつかず、このような状況になっていたと報告を受けております。

今現在は貸付けの金額が5万円というふうに平成18年からは規定をして、できるだけ滞ることがないように少額の金額で返済計画が立てやすい金額ということで5万円というふうに設定をして履行をしていただいているところです。

原資の減額の分につきましては、現在貸付けの実績としましては1件から2件の利用があっておりまして、原資の減額をしても事業の実施は成り立つということで今回150万円の減額の申出があったところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで諮問第1号の質疑を終わります。

それでは次に、昨日追加しました議案第21号から議案第23号までの3議案について質疑を行います。

なお、議案第21号から議案第23号までについては通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。これも同様に質疑は3回を超えることはできませんので御注意ください。

まず、議案第21号 嬉野市監査委員の選任について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 嬉野市副市長の選任について質疑はありませんか。諸上栄大議員。

**○7番（諸上栄大君）**

それでは、議案第22号の副市長の選任についてお尋ねをします。

まず、今回県のほうからということであられるというような状況なんですけど、端的に私が思ったことで、福岡県の久留米市にお住まいということで住所のほうを書いてありますけれども、これ就任された場合とかはどのような形になるのか、こちらにお住まいになられるのか。どうしても災害対策とかそういったリスクを考えると、市内に確実に住んでいただくというのが条件になるだろうと思いますが、その辺のお考えはどのようなになっているのか、お尋ねします。

**○議長（田中政司君）**

行政経営部長。

**○行政経営部長（永江松吾君）**

お答えいたします。

萩尾氏については今現在久留米市に在住されております。

今回議決をいただかないと就任が決定しませんので、まだすぐ来るということは決まっておりますけれども、先ほど言われたように災害対策であったりいろんな行事等もありますので、そういったところを前提に今後住まい等についても検討いただくものということでお話をさせていただいております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

諸上栄大議員。

**○7番（諸上栄大君）**

検討いただくものというか、これはどういった言い方がいいのか分からんとですけども、やはりそのポストに就かれるのであれば、その責任というのは必ず出てきますので、市内に住むべきと私は思うんですけど、そういう状況で考えられてないのか、そこをもう一回お尋ねします。

**○議長（田中政司君）**

市長。

**○市長（山口卓也君）**

議員御指摘のとおり災害等の対応が必要ということで、私のほうも面談をさせていただいて、嬉野市に居を構えてくださいというお願いをして、その点に関しては御了解をいただいているというふうに思っております。というところでよろしいですか。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次は、3回目。了解。

ほかに質疑ありませんか。大串友則議員。

○4番（大串友則君）

副市長人事ですね。副市長は市長の補佐を務めるに当たって重要なポストであると考えられますが、今回、萩尾氏を提案された理由として、この萩尾氏が持つこれまでのバックグラウンドなどが本市の政策課題の解決に何か結びつくと思われるところがあるのかどうか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

その前に、居を構えるということでお願いをしていますけども、最初は通勤になる、4月とか最初は。まだ決定してから期間がすぐ入居先とかそういったちょっと猶予は持っていただくような形に、これは現実的な問題でということで、ちょっとすみませんね、御了承いただければ。できるだけ早めということでお願いはしてますけれども、すみません。

確信があるかというところでございますが、これまでの経歴を確認をさせていただいて、県庁内の交流の状況を確認をさせていただきました。記載ないですけども、財政部局での仕事を経験されております。ですので、佐賀県庁内全庁的な交流があられるというふうに確認をしております。そういったところで、県庁全般的な内容も御存じ、承知されているものということと、あと人材交流に関しても大丈夫だというふうなところで私は認識をしております。

以上です。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

大丈夫です。今の市長の答弁について1回残ってますので。よろしいですか。諸上栄大議員。

○7番（諸上栄大君）

物理的なところは理解はできるんです、確かに。でも辞令は4月1日辞令ですよ。仮に4月2日に大災害が起きたというような状況、そういう状況の対応というのはきちんとそこまでリスク想定をされた上でのお考えだったのか。

物理的には分かります。通う期間がじゃあ2週間なのかあるいは3日、4日なのか、その辺の具体的なところのリスク管理が全くできてないところじゃないかなと私は思うんですけど、その辺最後に市長のお考えをお願いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

リスク管理ができていないという御指摘だと思いますけども、もし災害があった場合はこちらのほうに宿泊をしていただくような形で対応させていただければなと思っておりまして、ただ時間的に3月採決後、実際どうなるかまだ分かりませんので、できるだけ早めにということですが、その期間が契約がすぐできるのか、入居先がすぐ見つかるのかまだ分かりませんので、そこは一定の猶予期間をいただければなというふうに御了解いただければなと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

まず1点目としては、今回副市長を決めるに当たってどういう手順で段取りで進めていったのかというのがまず1つ。

もう一つは、様々な今までも市のOBさんとか、今も市の職員さんとかそういった方がたくさんおられる中で、要はそういう市で研さんを積んできた職員さんたちも多々おられる中で、そういう方々じゃなくその方を選んだ理由を1つ。

そしてもう一つは、具体的に、県とのパイプ役とかそういったことではなくて、具体的にどの事業において、市としてどの事業において、市職員ではなくてどうしてもこの人じゃなかったら駄目なんだという専門性、そういったものを期待されているのか、ちょっとそこについてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

まず1点目の段取りというところですけども、市長就任後、早瀬副市長の任期が3月31日ということで、新しい副市長を検討しなければいけないという段階で、私自身、選挙期間中も県との連携を進めてまちづくりを前進するというのを公約にも掲げております。その実現を果たさなければいけない、そういう使命があるというふうに思っておりますので、就任後、県庁の人事部局にそういった御相談をさせていただいた。その上で、今回の提案に至っているという段取りになります。

市の職員、OBとかいらっしゃる中で県をなぜ県の職員の方を選別ということですが、先ほど繰り返しになりますけども、私の公約掲げた県との連携で前進をさせると、その使命を果たすための一翼を担っていただくという思いで提案をさせていただいています。

具体的な専門性というところですけども、全般的な地方自治に関する豊富な知識や経験がございまして、20年間。先ほど申し上げましたとおり財政部局に職員として働いていらっしゃ

いますので、県庁の全般的な流れは理解されているということです。

また、嬉野市は観光地ということで、観光の部局とも嬉野市との関わりもあられるということでした。グリーン化推進グループ推進監のときも、産業部局ということですので、観光の関連で嬉野市を訪れたことがあると、訪れてそういった仕事をされてるということで、そういった観光分野も嬉野市とこれまでも関わりがあったということでお話を聞いております。そういったところで期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○10番（宮崎良平君）

実は私もお会いしたことありまして、もう昔のことですけど、よく知ってます。よく知ってるって何度かお会いして会議もしたことある感じです。

そのような中なんですけど、今回の件でいえば、ちょっと私1つ心配なことがある。これは今までそれこそ嬉野市が課題としていることってすごく独自性があるものが多いじゃないですか。これが温泉、観光、そして源泉の問題、そして新幹線の整備方式の問題、ここに関してはこれまでも県と対立してきた。これはただ地方自治法の中というか、地方自治においては二方式というか、要はそういうことがあっても協力できるときは協力していかなきゃいけないしというところだと思うんですよ。

利害が対立していることは間違いないですよ、これは。間違いないんですけど、これを県出身の副市長さんが要は市の利益を最優先にして考えてもらわなきゃいけないという中で、これが県と対等に渡り合いながら協議できるのかというのを今度なる副市長さんに確認をしてほしい。絶対に市の利益を守らなきゃいけない、私はそう思うんですけど、その辺についてちょっと市長。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

県と利害が対立していると、新幹線。（「対立してるというか、市の利益、市と利害が対立してるということはあると思うんですよ」と呼ぶ者あり）

まず、市の利益を最優先というのはもう当然です。

県と利害が対立しているということはないのかなと思ってます。

というのが、新幹線に関してだと思いますが、就任後、私と副市長と総務部長と知事とお会いして、恐らく副市長もそのとき話を聞かれてると思いますので、新幹線のこともお話をいたしました。

バッテリーボックスに立ってるという表現を知事はされております。ですので、新幹線に関

して何か反対ということではなくて、しっかりと新幹線の課題に対して向き合っていただいているということで、決して嬉野市が求める要望、嬉野市に対しては新幹線は要望を継続していいというふうなことでお話をいただいておりますので、そういった利害が対立しているというか、今、国と協議を進められているという状況だというふうに思っておりますので、その利害の対立に関しては心配をされないで、引き続き嬉野市としての要望を続けながら新幹線に関する国と県との協議をしっかりと見据えていきたいと。知事もしっかりとバッテリーボックスに立って話をしているという表現をされますので、そこは私としても期待をしていきたいというふうに思っております。

ということで、嬉野市として利害が対立しているというふうなことではなくて、嬉野市の要望をしっかりと県におつなぎをいただくパイプ役というふうなことで捉えていただければなというふうに思っております。

以上です。

#### ○議長（田中政司君）

お諮りします。議案質疑の議事の途中ですが、本日の会議時間は議事進行の都合によりあらかじめ30分間延長して17時30分までとします。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を17時30分まで延長することに決定しました。

それでは議案質疑を続けます。宮崎良平議員。

#### ○10番（宮崎良平君）

分かりました。

ただ、これまでの状況を見てきて対立してると見られてもおかしくないような言動、行動が確かにあった。それは多分、嬉野市長においてもそうだし、県の知事においてもそうだと思う。そこは間違いなくあったのではないかと私は思っている。

ただ、しかしながらそういうことを言っている場合ではない状況ではありますので、当然進めていかなきゃいけないことは多々ある、協力しなきゃいけないことも多々あるし、当然県にもそうやってやってもらわなきゃいけないことも多々ある。

ただ、この副市長においては、本市独自の行政判断を下すこと、副市長ありますよね。行政判断を下すこともある、これ特別職であるんですよ。しかしこれ任期後に、これ4年間ですよ、任期後に退職という形になるんですよ、今回はね。しかしながら、任期後に帰れる場所というのが多分県に確保された方が、万が一県と市の間で対立する局面というのも出てくる可能性もある、これからもしかしたらですよ。そのような場合でも本市の利益を守り抜けるのかというのをきっちりとお伝えいただきたい。

そして、これ何だかんだ言いながら、県の任命権者というのは知事なので、ここにおいて

配慮なども想定されること、これ今までもそうなんです、どこの自治体にもあるので、こういった本市における職務専念義務というか、こういったものを市民に対する忠実な義務、そして市に対する忠誠心というか忠実な義務、こういったものをきっちりと市民が納得できる形で説明を求めていると思ってますけど、市長それに対してはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

市に対する専念義務というところですけども、そういったところはしっかりと貢献をしていただきたいと思いますし、お話をする中でもしっかりと務めていくというふうなお話をしていただいておりますので、そこは期待をしていきたい。退職後もぜひ嬉野市の、退職後のことはまだ今何も分かりませんが、任期期間中の取組を通じて嬉野市に対する思いを深めていただきたいと、その期間を嬉野市、市政の繁栄のためにまずは尽力をしていただきたいというふうに思っております。

対立があったということでお話をされましたけれども、今回の選挙戦でもそういったところがテーマになったのかもしれませんが、私としては対立ではなくて、しっかりとした関係を構築することによって、嬉野市と佐賀県の間関係を構築することによって嬉野市政を前進させるということと考えておりますので、市のためになるという前提で提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 嬉野市固定資産評価員の選任について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第23号の質疑を終わります。

以上で本定例会に提出された全ての議案に関する質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。当初の会期日程では明日3月11日は議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事を全部終了しましたので、11日は休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月11日は休会することに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 5 時 2 分 散会